

登録有形文化財（建造物）

旧農林省積雪地方 農村經濟調査所庁舎 保存活用計画



令和5年3月

新庄市教育委員会

はじめに

旧農林省積雪地方農村経済調査所（以下、「雪調」という。）は、昭和 8 年(1933)に国の調査研究機関として設置され、積雪に関する調査や積雪地方における産業創出のための研究が行われてきました。50 年の長きにわたり、農村経済の活性化に向けた研究が行われてきましたが、昭和 58 年(1983)に本所（東京都）へ統合されることとなり、閉所しました。

市では、建物と資料などを国から譲り受け、昭和 59 年(1984)に市立図書館分館「積雪地方農山村研究資料館」を開設。平成 8 年(1996)に「(仮称)新庄雪国センター」を建設し、平成 9 年(1997)に社会教育施設「雪の里情報館」としてオープンし、市民の活動の場として親しまれてきました。

旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎（以下、「旧雪調」という。）は、新庄の雪国の歴史や文化・風土を象徴する貴重な建物であり、平成 26 年(2014)に、「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与しているもの」として、国の登録有形文化財（建造物）に登録されました。

市では、国の登録有形文化財(建造物)の趣旨のもと、建物の保存はもちろんのこと、雪国文化を継承しながら、新たな視点で広く活用していくことが、まちづくり、ひとづくり、そして観光交流のさらなる推進にもつながるものと考えています。このような基本的な考え方にに基づき、新庄市教育委員会では、令和 3 年(2021)に「国登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用方針（以下、「保存活用方針」という。）」を定め、建物の保存活用の基本的な方針を示しています。

雪の里情報館の開設から 20 年以上が経過し、さらに旧雪調が国の登録有形文化財（建造物）に登録されてから 10 年以上が経過しています。全国的に文化財の役割や保存活用の考え方、市民ニーズも大きく変化しており、旧雪調についても同様といえます。そのため、保存活用方針を踏まえながら、旧雪調が文化財の保存と適切な活用の両立を図っていくため「登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画（以下、「保存活用計画」という。）」を策定するものです。



旧雪調（正面より）

目次

第1章 計画の概要

1. 計画の目的・・・・・・・・・・1
2. 計画の作成・・・・・・・・・・2
3. 対象となる施設・・・・・・・・2
4. 計画の位置づけ・・・・・・・・5
5. 保存活用の方針・・・・・・・・7

第2章 旧雪調の建築的価値

1. 建設に至る経緯とその目的・8
2. 建築としての概要・・・・・・・・8
3. 設計者と施工者に関して・・14
4. 建築意匠としての検討・・15
5. 当初計画の意図・・・・・・・・16
6. 建築的価値のまとめ・・・・・17

第3章 保存活用における課題と方針

1. 活用における課題・・・・・・・・18
2. 活用に向けた考え方・・・・・・・・26
3. 管理・運営についての方針・31

第4章 耐震性能と耐震補強の方針

1. 検討方針と条件・・・・・・・・32
2. 目標とする耐震性能・・・・・・・・32
3. 現状の耐震性能評価・・・・・・・・33
4. 耐震補強の方針・・・・・・・・36

第5章 保護の方針

1. 保護の方針の考え方・・・・・・・・37
2. 保護の方針の基準・・・・・・・・37
3. 保護の方針・・・・・・・・・・37
4. 保護する部分の設定・・・・・・・・39
5. 保護する部位の設定・・・・・・・・42

第6章 環境保全計画

1. 環境保全計画の考え方・・・・・45
2. 区域の設定・・・・・・・・・・45
3. 環境保全計画・・・・・・・・・・45
4. 保全する区域の設定・・・・・・・・46

第7章 防災上の課題と基本方針

1. 防災上の課題の抽出・・・・・・・・47
2. 災害に対する基本方針・・・・49

第8章 保護に関わる諸手続き

1. 保護に係る諸手続き・・・・・・・・50
2. 現状を変更しようとする場合
の手続き・・・・・・・・・・50
3. 保存に影響を及ぼす行為に
係る手続き・・・・・・・・・・51
4. その他の手続き・・・・・・・・51

資料編

- 資料1 登録有形文化財（建造物）
旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画策定委員会設置要綱
- 資料2 登録有形文化財（建造物）の概要
- 資料3 国の登録有形文化財（建造物）登録時の所見より（抜粋）
- 資料4 市民ワークショップまとめ

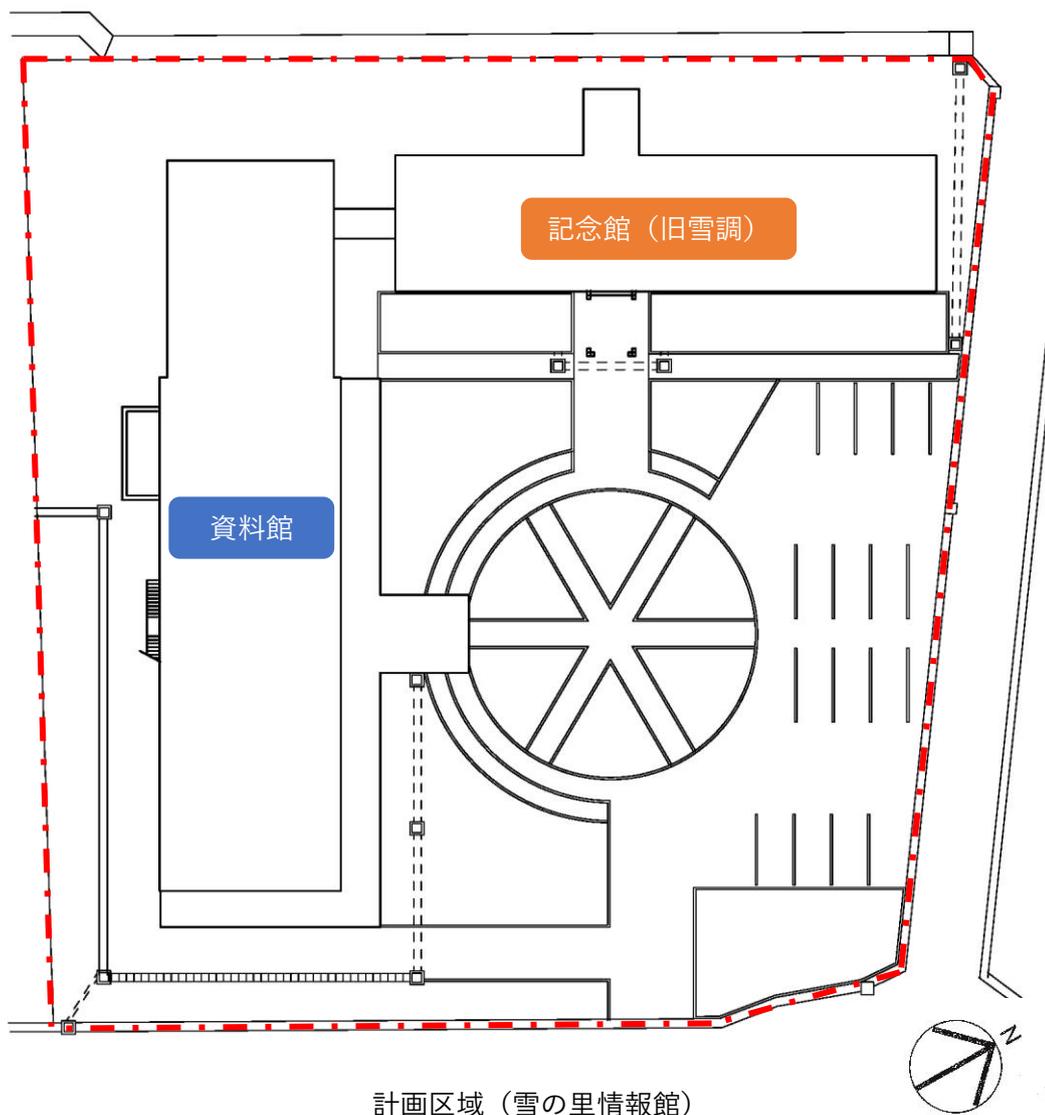
第1章 計画の概要

1. 計画の目的

旧雪調は昭和初期に建設され、当時の建築様式を伝える貴重な建造物であり、本市から広がった雪害救済運動の軌跡を残す、雪国の歴史・文化を後世に伝えることのできる貴重な文化財となっています。

保存活用計画では、旧雪調の価値を良好に維持し、文化財の保存と活用の両立を図るため、建造物の活用の方向性、耐震補強・保存管理等の考え方や方法を定めるとともに、施設の管理・運営についての方針を定めるものです。

なお、活用については、旧雪調が雪の里情報館の施設の一部である「記念館」として使用されていることから、併設されている「資料館」とともに雪の里情報館としての一体的な活用を図っていきます。



2. 計画の作成

(1) 計画作成年月日 令和5年3月27日

(2) 計画作成者 新庄市教育委員会

3. 対象となる施設

(1) 文化財の概要

- ・ 名称 旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎
- ・ 構造 木造2階建・鉄板葺
- ・ 建築年 昭和12年(1937年)
- ・ 所在地 新庄市石川町4番15号
- ・ 建築面積 356㎡
- ・ 所有者 新庄市
- ・ 所有者住所 新庄市沖の町10番37号
- ・ 指定区分 登録有形文化財(建造物)
- ・ 登録年月日 平成26年4月25日



位置図

(2) 施設の沿革

雪調は、楯岡町（現・村山市）出身の衆議院議員である松岡俊三（1880～1955）が雪害救済を提唱したことをきっかけに、雪害救済運動の気運が高まり、国の機関として、新庄町（現・新庄市）に設立されました。新庄町に誘致するにあたり、新庄町の有力な地主、有力商人の後継者、青年団幹部が中心となり組織した「最上郡雪害期成連盟」の熱心な誘致活動が実を結び、現在の場所に開設されました。



雪調は、経済不況や度重なる凶作によって疲弊のどん底にあった雪国の農家経済の立て直しを図るため、調査・研究・指導を目的とした全国唯一の機関として開設されました。その雪調が目指したものは、農業・農村（地域）経済の発展、副業としての食品加工技術や工芸の振興、雪の科学的研究による雪害の克服などが挙げられます。

昭和8年(1933)に新庄町役場に仮事務所を置き設立しましたが、時代と共に、建物や設備の充実が図られ、昭和18年(1943)には庁舎2棟、醸造場、木工・金工工場、ホームスパン工場、缶詰工場2棟、積雪研究室、実験農家と一大工場群の景観を呈していました。雪調での事業内容は、昭和16年(1941)の「雪調概要」によると「農業経済係」「農村工業及び副業係」「積雪研究室」の3つの部署で構成され、それぞれの部署で特色ある調査・研究・指導が行われました。昭和58年(1983)に閉所し、翌年に市に移管された後、平成9年(1997)に雪の里情報館の記念館となっています。

現在は庁舎のみが現存し、雪の里情報館の記念館として、1階部分は雪に関する研究成果や旧雪調の歴史、本市の雪国文化に関する展示を行っています。2階部分については、耐震性能が低いことから未活用となっています。

雪調の部署および主な実施内容

農業経済係

雪害が及ぼす経済・農林漁業経済・農業労働力に関する調査研究／農業経営経済に関する実証的研究と指導者講習会の開催／定期講演会の開催

農村工業及び副業係

農村工業・副業・林野未開拓資源開発利用・農村生活に関する調査／瓶缶詰製造・農産物の冷凍・乾燥加工・醸造・乳肉加工・獣毛利用に関する試験研究／防雪具・除雪具・運搬具の製作に関する試験／農村工業技術者指導伝習会の開催・定期講習会の開催

積雪研究室

積雪調査・一般気象観測／積雪・越冬作物・雪上運搬具・歩行具・除雪・圧雪・積雪地方農家家屋及び屋根に関する試験研究／定期講習会の開催

出典：『雪調概要（昭和16年）』から

主な沿革

大正 15 年 (1926)	* 楯岡町 (現・村山市) 出身の衆議院議員・松岡俊三が雪害救済を提唱 (12 月 4 日)
昭和 8 年 (1933)	* 積雪地方農村経済調査所を新庄町十日町に設置 (9 月 15 日) * 同所を沼田 (現・石川町) に移転 (12 月 2 日)
昭和 9 年 (1934)	* 最上郡内全町村からの寄付金及び新庄町起債により建物を新築し国に寄付 (起債の元利償還金を農林省補助金として町に交付/最初の庁舎、後の「食品研究所総合支所」が 7 月完成、同月 29 日落成式)
昭和 12 年 (1937)	* 現存する庁舎完成 * 柳宗悦 ^{※1} による「最上郡民芸品展覧会」が開催される
昭和 13 年 (1938)	* 今和次郎 ^{※2} 設計による実験農家および積雪研究室の建物完成
昭和 14 年 (1939)	* 現存する庁舎の屋根のドーマ窓を変更 (東側 7 ヶ所を 4 ヶ所に、西側 6 ヶ所を 3 ヶ所に)
昭和 15 年 (1940)	* シャルロット・ペリアン ^{※3} が旧商工省の招聘を受け来日し、雪調にも訪れ、椅子や敷物の製作を提案 (11 月 6 日)
昭和 23 年 (1943)	* 機構改革により農業経済係と積雪研究室が農業総合研究所積雪地方支所として発足 (4 月 20 日)
昭和 35 年 (1960)	* 積雪研究室の機能が北陸農業試験場 (現・上越市) へ移管 (4 月 16 日)
昭和 44 年 (1969)	* 東北地方建設局営繕室の設計で、2 階東側の標本室を改造し、屋根の形状変更を実施
昭和 58 年 (1983)	* 農業総合研究所積雪地方支所の閉所式 (9 月 13 日) * 農業総合研究所積雪地方支所が東京の本所へ統合 (10 月 1 日) * 旧雪調の建物と一部備品、及び図書資料約 33,000 冊のうち 17,756 冊を本市で譲り受ける (10 月 1 日)
昭和 59 年 (1984)	* 旧雪調が市立図書館分館として積雪地方農山村研究資料館となる
平成 2 年 (1990)	* 今和次郎生誕 101 年記念と雪国シンポジウム「北国から発進・PART1」開催 (2 月 10 日～11 日)
平成 4 年 (1992)	* 「積雪地方農山村研究資料館整備の基本計画」答申 (8 月 10 日) * 積雪地方農山村研究資料館移設工事 (12 月 15 日～平成 5 年 3 月 10 日)
平成 8 年 (1996)	* (仮称) 新庄雪国センター建設工事を実施し、旧雪調の屋根部分の復原を実施
平成 9 年 (1997)	* 一般公募により施設名称を「雪の里情報館」と決定 (8 月 5 日) * 「旧積雪地方農村経済調査所跡」を市指定文化財 (史跡) に指定 (10 月 24 日) * 雪の里情報館開館 (11 月 25 日)
平成 12 年 (2000)	* 「第 2 回日仏環境景観会議 2000in 新庄」の会場となり、柳宗理 ^{※4} やシャルロット・ペリアンの娘であるベルネットが訪れる (9 月 17 日)
平成 26 年 (2014)	* 「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与している。」との理由から、国の登録有形文化財 (建造物) として登録 (4 月 25 日)
令和元年 (2019)	* 工学院大学より今和次郎コレクションの一部の寄託を受け、シンポジウム開催 (12 月 22 日)
令和 3 年 (2021)	* 国登録有形文化財旧農林省積雪地方農村経済調査所保存活用方針を策定 (2 月 9 日)

※1 柳宗悦 (やなぎむねよし) : 民藝運動を起こした思想家、日本の美術評論家、宗教哲学者。

※2 今和次郎 (こんわじろう) : 民家、服飾研究などで業績があり「考現学」を提唱し、建築学、住居生活などの分野でも活躍した。

※3 シャルロット・ペリアン : フランスの建築家、デザイナー。近代建築の巨匠であるフランスのル・コルビュジエのアトリエに入所し、数々の名作をコルビュジエとともに世に送り出した

※4 柳宗理 (やなぎそうり) : 日本の工業デザイナー。代表作は天童木工製品の「バタフライツール」がある。柳宗悦の息子。

(3) 文化財としての位置づけ

旧雪調は、昭和 58 年(1983)に国の農業総合研究所積雪地方支所の機構改変により本所に統合した後、建物および資料が本市に移譲され、市立図書館分館として使用されました。その後、平成 9 年 10 月 24 日に敷地が「旧積雪地方農村経済調査所跡」の名称で、市指定史跡に指定されました。同年 11 月 25 日に資料館を新たに建設し、歴史的建造物である旧雪調を記念館として、2つの棟を併せて、本市の社会教育施設「雪の里情報館」として開館しました。その後、平成 26 年 4 月 25 日「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与している。」との理由から、国の登録有形文化財（建造物）として登録されました。

(4) 都市計画における位置づけ

旧雪調は、本市の都市計画区域内に位置し、都市計画として次のように定められています。

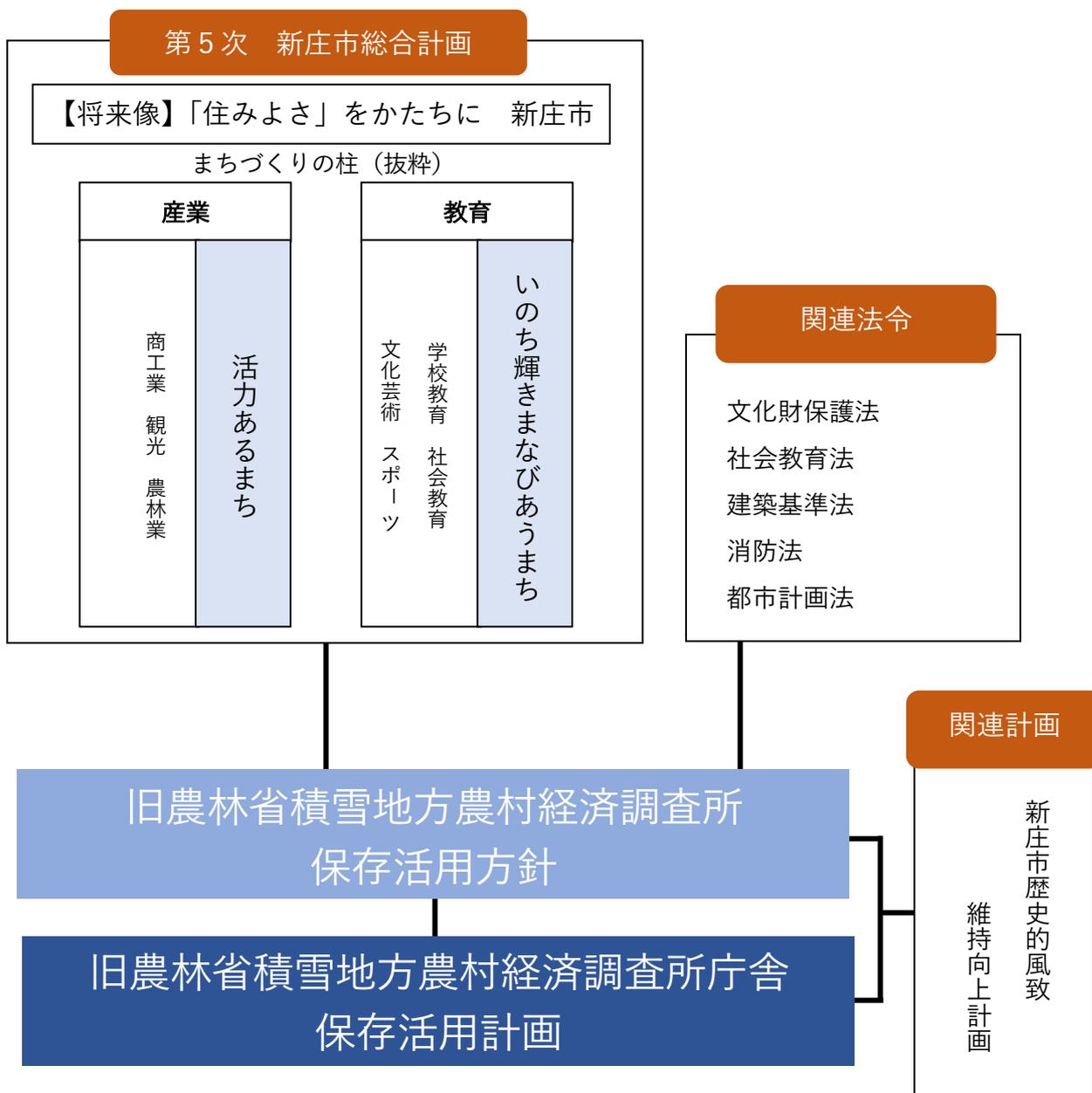
- ・ 区 域 都市計画区域
- ・ 用途地域 第一種住居地域（容積率 200%、建ぺい率 60%）
- ・ 防火地域 指定なし（ただし、建築基準法第 22 条区域）

4. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの指針となる「第 5 次新庄市総合計画（令和 3 年 3 月策定）」に掲げる将来像の実現に寄与することを基本とし、文化財保護法などの上位計画を遵守するとともに、その他関連計画との調整を図るものとします。

旧雪調の保存活用については、文化財としての基本的な方向性を示すために、前述したとおり、市教育委員会において令和 3 年 2 月に「保存活用方針」を定めています。この保存活用方針では、雪の里情報館として「資料館」と「記念館（旧雪調）」が連携して利用されている現状を踏まえ、「記念館（旧雪調）」だけでなく「資料館」も含めて雪の里情報館全体としての利活用の方針を示しています。

【他計画等との関係図】



5. 保存活用の方針

前述した「保存活用方針」の保存方針、活用方針、記念館（旧雪調）と資料館との関わりの部分を抜粋し、記載します。

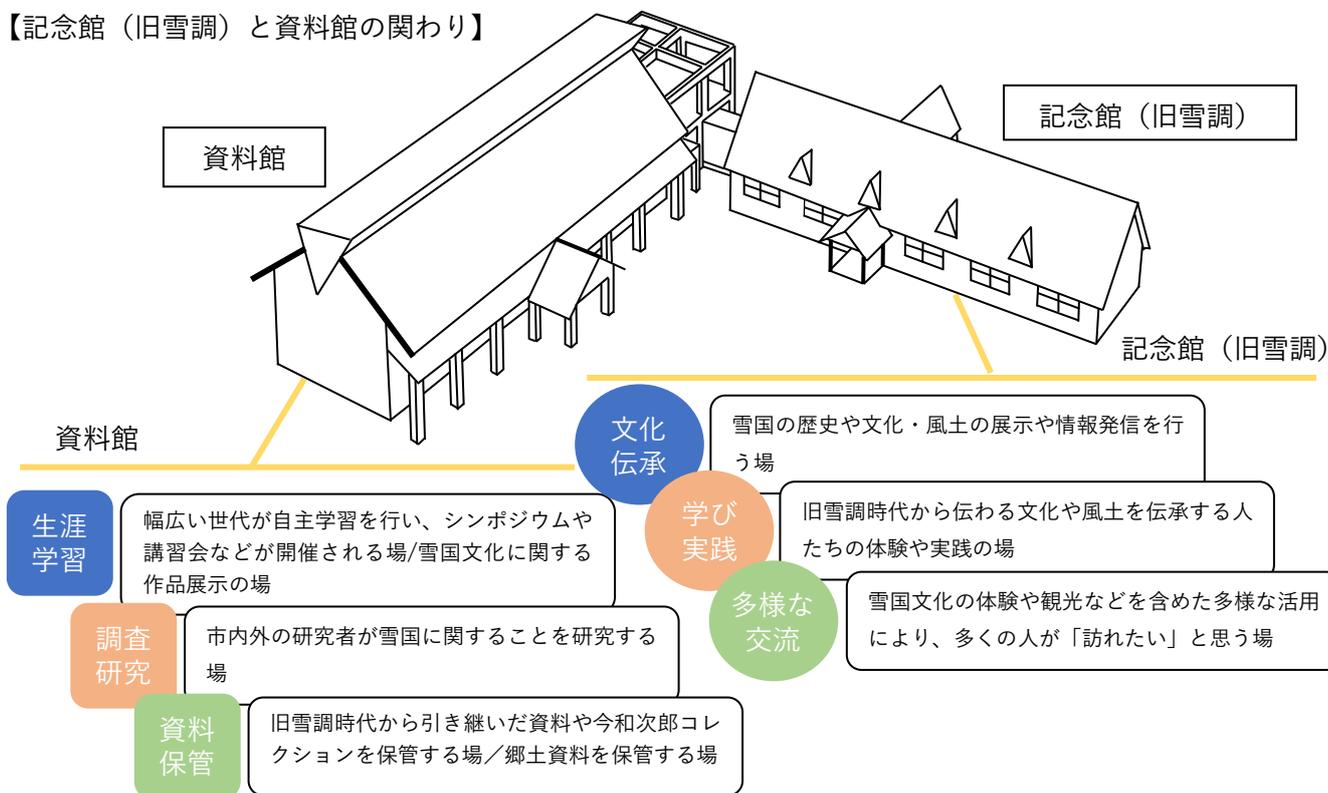
保存方針

- 国の登録有形文化財としての維持・継承
国の登録有形文化財の登録時に基準となった価値を未来に継承していくため、建物の保存管理を実施します。
- 利用者の安全安心と建物の継続性の確保
市民が安心して活用できる施設であり続けるために耐震補強を行い、建物の継続性を維持するため、活用を前提とした施設改修を実施します。

活用方針

- 雪国文化を次世代に伝承する場
雪国の歴史や文化・風土、旧雪調における研究成果に関する展示や情報発信を行います。
- 学び合い、実践できる場
旧雪調時代から伝わる文化や風土を伝承する人たちなど、地域住民が雪国文化や雪国での暮らしについて学び合い、体験や実践できる場を創ります。
- 多様な交流が生まれる場
雪国文化の体験や観光などを含めた多様な活用により、多くの人が「訪れたい」と思う場を提供します。

【記念館（旧雪調）と資料館の関わり】



第2章 旧雪調の建築的価値

旧雪調は、しゃれている特徴的な外観で、地元では「雪調」や「雪害」として略称で親しまれています。建物は平成前期に積極的な活用が開始され、すでに30年余り経過しています。改めて旧雪調の広義の価値を整理・検証し、今後の保存と活用に寄与する文化財価値を記載します。

1. 建設に至る経緯とその目的

旧雪調は、昭和12年(1937)の建築であることは棟札、図面から判明しています。「主な沿革」にも記載しましたが、昭和23年(1948)に機構改革により農業経済係と積雪研究室が農業総合研究所積雪地方支所となり、昭和59年(1984)に本市に移管された後、市の積雪地方農山村研究所資料館となりました。平成5年(1993)には、現敷地内の西側(現在の位置)に曳屋^{ひきや}が行われ、平成9年(1997)に雪の里情報館の記念館となっています。また同時に旧積雪地方農村経済調査所跡として市指定史跡となっています。



昭和10年代の旧雪調

2. 建築物としての概要

旧雪調は庁舎建築で事務所機能を有していました。建物は木造2階建てで、規模は桁行20間(36m)、梁間が5間(9m)、建築面積が356㎡となっています。屋根は切妻造で鉄板を一字に葺き、東側に4か所と西側に3か所、ドーマ窓が設置されています。正面は東向きとなっており、正面中央(東面)に車寄せが設置され、その直線上の西には階段室が設置されています。外壁は下見板張りで、白色に塗装がなされた洋風の外観となっています。柱間装置^{※5}は壁と開口部であり、壁は大壁として上部には天井飾りが設けられています。扉はガラス窓と板戸があり、窓は大柄な格子窓で、板戸は洋風となっています。



ドーマ窓が撤去される以前の旧雪調

※5 柱間装置：柱と柱の間に取り付けられる建築の部位すべてのこと。(建築用語)

現状の構造は、鉄筋コンクリート造の布基礎に土台を設置し、柱を立てています。柱は半割の間柱（管柱）が設置され、貫と筋違で固めた上で、桁を受けています。小屋組みはキングポストトラス※6構造となっており、ほぼ金勾配（45度）となっています。

間取りは西側の片廊下で東面に事務室、庶務室、応接室、所長室と玄関が並んでいます。その配列は南より、間口が4間と3間の事務室、2間の玄関、4間の庶務室、3間の応接室、4間（北端は西側の廊下を省略しているため最も大きな室）の資料室（建設当時は所長室として使用）が配置されています。廊下は前述の通り西に設けて、車寄せの直線状に玄関ホール、玄関、階段室が設置されています。2階は3室が設けられ、中央の1室が広く、北に7間、南を3間と区切り使用されていました。現在とは違い、階段付近に廊下が設けられていました。開口部はドーマ窓を東西に、北と南は引き違いの窓が設置されています。当初の間取りは、1階は現状と同様ですが、2階は標本室を設けて3室で使用されていました。



キングポストトラス構造

旧雪調の建物上の意匠、仕様面からの改変点としては、仕様の変更の痕跡と古写真より、ドーマ窓の東西3か所が取り除かれています。この変更は昭和14年(1939)に行われています。その後の昭和44年(1969)に、2階部分の標本室を改造して3室となり、研究室2室と集計室となりました。その際屋根の形状が変更され、ドーマ窓を除去して東西1か所としています。その後、平成5年(1993)に曳屋した際に各所の仕様に変更されています。大きな変更としては、1階廊下の南突き当りの出入口部分の壁化、事務室壁面の出入口の造作、2階のドーマ窓の復旧、2階の天井の撤去です。仕様の変更は、開口部の扉、窓、外壁板の塗装となっており、オイルペイントで塗装されています。その他、傷みが激しい金物を交換しています。天井は塗り直しがなされるとともに、天井と床のそれぞれ必要な個所に点検口が設けられました。



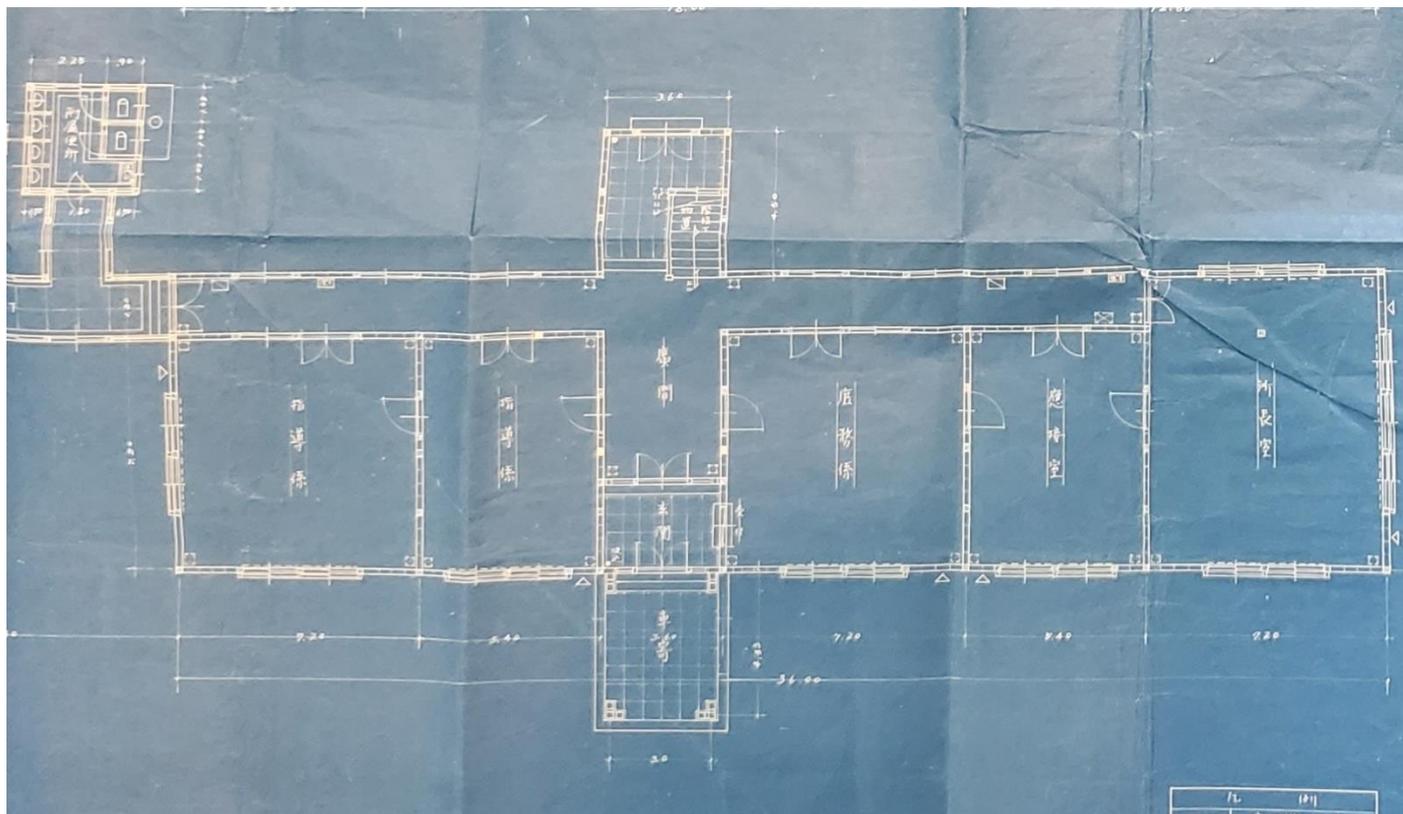
ドーマ窓が撤去された跡

以上が主な建築物の概要となっており、建築当時より、最も大きな変更はドーマ窓の除去となっています。

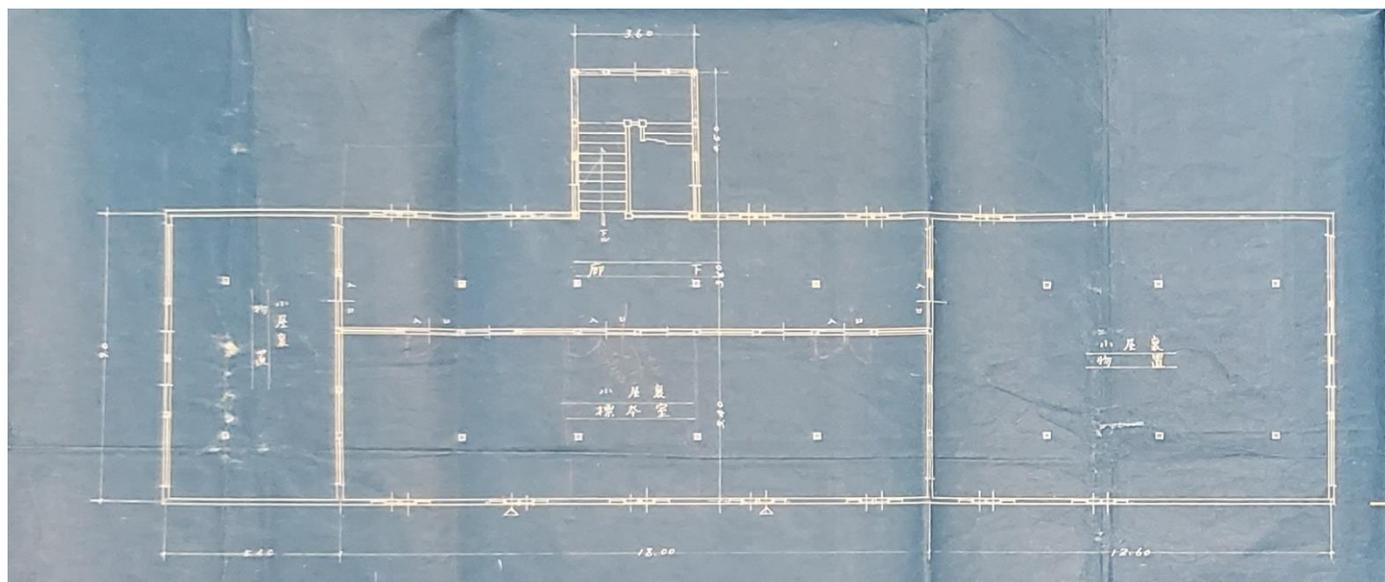
※6 キングポストトラス：三角形をつくって構造を構成するトラスのうち、中央に真束と呼ばれる支柱の立っている形式のこと。

【建築当時の平面図（写真）】

1階



2階



【現状の立面図】

東側



縮尺 1/100
0 0.5 1 2 3
1 3 5 10m

西側

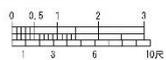


縮尺 1/100
0 0.5 1 2 3
3 5 10m

南側



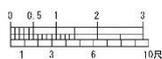
雪の里特産館 旧森林省種畜地方農村経済調査所 左側面立面図（北西）



北側



雪の里特産館 旧森林省種畜地方農村経済調査所 右側面立面図（北東）



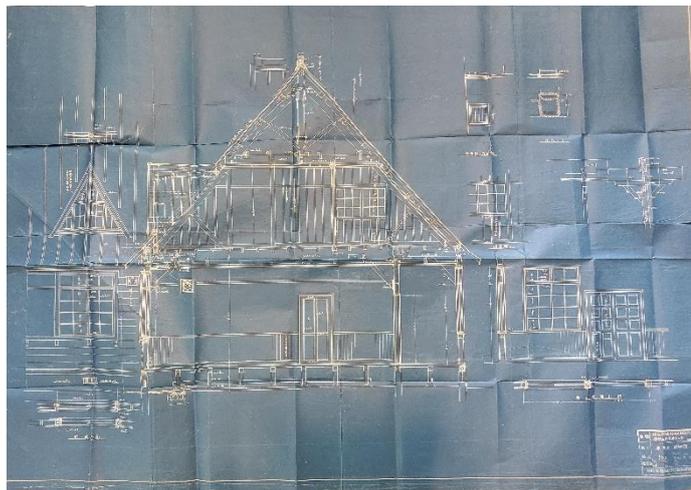
3. 設計者と施工者に関して

時代考証は前述の通り、図面、棟札より昭和 12 年(1937)に建築されたことが判明しています。棟札によると、同年 10 月 28 日に上棟しており、表面に祝詞とともに、「上棟・積雪地方農村経済調査所事務室新築工事」との記載があり、当初より事務室として位置づけられていることが分かります。その他、工事関係者の記載があり、所長 山口弘道、監督 桂光一郎、請負人 米山保、代人として小林貞五郎、小島文太郎、山岸厚輔、棟梁は堀勇蔵との記載があります。裏面は、中央に上棟債執行齋主として、山崎重房が記載され、その両端、および株に材料提供、施行者として大工、鉄力屋、左官、塗装屋、建具屋が記載されています。



旧雪調の棟札 (左：表面、右：裏面)

「積雪地方農村経済調査所事務室新築其他工事設計図・事務室平面図及立面図」の図面には、昭和 12 年(1937)という記載はないものの、庁舎新築時の図面と推定されます。同図には、枠内に「営繕管財局第参技術課第参建築掛」と印字されており、設計は大蔵省営繕管財局であることが分かります。棟札に監督として記された桂光一郎は、昭和 13 年(1938)から 14 年(1939)に営繕管財局に技手として所属



旧雪調の建設当時の図面

しています。したがって、昭和 12 年(1937)には、「雇^{やとい}」として、同局に所属していた可能性が高いと考えられます。棟札は「請負」が掲げたため、設計監理担当の課員であった桂を「監督」と記したのと考えられます(元文化庁主任 文化財調査官・堀勇良氏の教示による)。営繕管財局には、昭和 12 年(1937)に 41 人の技師と 86 名の技手^{やとい}が在籍していますが、当時の中央官衛建設や全国の税務関連施設など膨大な数の案件を抱えており、人手不足であったことは容易に想像できます。その中で、地方の木造総 2 階建ての設計を「雇^{やとい}」に過ぎない桂が担当していても不思議ではありません。

なお、積雪地方農村経済調査所の農家作業場、共同作業場の設計については、今和次郎が委嘱されており、旧雪調の敷地内に建設された試験家屋(実験農家)についても今和次郎が設計しています。昭和 9 年(1934)2 月には、積雪地方農村経済調査所の委託で、積雪地方農家家屋及び農村共同作業所の設計に関する研究を開始するなど深い関わりを持っていました。今和次郎が

庁舎の設計に関与したと伝えられていますが、庁舎の設計については、今回調査した限りでは、記録が残されていません。

設計を行った大蔵省営繕管財局は、設計期間と考えられる昭和 11 年(1936)から 12 年(1937)当時、工務部技師の大熊喜邦を筆頭に、下元連、伊部貞吉、吉武東里等を抱え、顧問には伊東忠太、塚本靖、曾根達蔵、横川民輔等が名を連ねています。

4. 建築意匠としての検討

当時のわが国における雪国に適した代表的な建造物は茅葺の民家であり、養蚕が盛んに行われていたため、かぶと屋根の窓で採光をとっている例が多くみられました。一方で、旧雪調の切妻屋根に採用されたドーマ窓は、採光を目的とした点では共通していますが、窓部分が突出しているという形態の違いなどがみられます。昭和初期に、このような意匠の建築形態が全国的に建設されていたかははっきりと判断できませんが、雪国である本市において、洋風の意匠で雪国に適した建築形態が用いられたことは大変興味深いことです。

わが国に洋風の建築様式が導入されるのは江戸末期で、明治期にかけて、近代化にともない建築の欧化がみられ、上流階級や居留地、軍事施設から導入されてきました。洋風建築の現存例としては、幕末の元治元年（1864）に竣工された長崎にある大浦天主堂（国宝）や文久 3 年（1863）竣工の旧グラバー住宅（重要文化財）が筆頭で、居留地では旧新潟税関庁舎（重要文化財）が明治 2 年（1869）に竣工しています。

また、わが国の洋風化は、江戸末期に欧米列強との外交の場として、権威的な意味合いも持ち合わせていました。明治初年には、公式の場では西洋服を着用することが義務付けられ（明治 5 年（1872）11 月 12 日太政官布告により「爾今、礼服には洋服を採用す」が公布）、公式な場と私的な場の使い分けがなされていました。そのため洋館の需要が高くなり、これらは「お雇い外国人」らによりわが国に広がることとなり、洋館が広く建設されることとなります。代表的な例としては、明治 5 年（1872）の富岡製糸工場の建築群であり、フランス式の建築で造られました。

また中央省庁では、^{ろくめいかん}鹿鳴館（現存せず）や法務省旧本館などが有名であり、前者は明治 16 年（1883）のジョサイア・コンドルにより、後者は明治 28 年（1895）にヴィルヘルム・ベックマンらにより建築されました。明治中期には、ジョサイア・コンドルが旧岩崎家住宅の洋館を接客空間である洋館、住居空間である和館という 2 つの構成で設計をしています。昭和 4 年（1929）に建設された東京都目黒区駒場にある旧前田家本邸では、洋館と和館による 2 つの構成は旧岩崎家住宅と同様ですが、生活の場の使い方に違いがあり、洋館が日常生活の場、和館は形のみで普段使いはされなかったといわれています。その後の昭和初期の戦前期には、中流階級にも洋風建築が浸透していきます。このように、わが国の洋風建築を概観すると、出島などの外交の場での外国人の居留地、その後、接客空間としての洋館が、日常空間に浸透する流れがみられます。

このような時代背景を反映して、旧雪調についても洋風の建築様式が取り入れられています。その洋風の建築様式の特徴としては、前述した旧前田家本邸に見られるような接客空間である所長室や応接室の空間があることです。加えて、屋根が急勾配の形状をとっていることや、前述したドーマ窓など、旧雪調の特徴的な意匠が見られます。これらのことをまとめると、洋風の建築様式が主流になった時代背景の中、雪国に対応した工夫がなされていることが、旧雪調の意匠の大きな特徴であり、建築的な価値が見られるところとなっています。

5. 当初計画の意図

旧雪調の当初計画図面が第二原図として現存し、図面資料は B1 サイズのものが4枚あります。図面は、立面図及び平面図、断面図（梁間断面図）、断面詳細図（中央部分の梁間が中心）、軸組図があります。

図面に記載されている間取りとしては、建物は木造2階建て、桁行20間、梁間5間の規模で、1階部分は執務室、2階は標本室や物置といった倉庫となっています。屋根は切妻造で、ドーマ窓が正面及び背面に作られ、正面は東に面しています。間取りは、1階の中央南寄りに桁行2間幅の車寄せ、玄関、広間、階段室が梁間方向に並んで配置されています。背面側には1間幅の廊下が付属しています。執務室は玄関を中心に南を2室、北に3室設けられています。各執務室の機能は、北の2室が「指導係」、南の3室が「庶務係」、「応接室」、「所長室」となっています。

各執務室の間取りは、2室ある「指導係」の南側の1室と「庶務係」は梁間が4間、桁行が4間となっており、北側の1室の「指導係」および「応接室」は梁間が4間、桁行が3間となっています。「所長室」が桁行4間、梁間5間となり、1階で最も広い間取りとなっています。2階は4室に分かれ、南北の2室に物置が配置され、中央東（正面）は標本室、背面側は廊下となっています。それぞれ小屋組みとした記載があり、屋根裏空間として意識されています。

意匠は、立面図及び平面図を見ると、切妻造で南北に細長く、ドーマ窓が連続する特徴的な様子が描かれおり、壁面は野縁を用いない下見板張りとなっています。柱間装置である外部に面する引き違いの窓は、透明ガラスと曇りガラスを使い分けています。

構造は、立面図や軸組図を見ると、基礎は布基礎で床下換気が描かれ、床束は自然石の独立基礎となっています。布基礎に対して、土台を室構成に合わせ廻し付け、各角に火打梁を設け、桁行方向の大引きに梁間方向の根太をかけられています。この床の構成は2階床も同様となっています。筋違は各所に的確に入れられ、小屋組みはキングポストトラスとなっています。材種は杉と松であり、主に地直材は杉、水平材は松が基本となりますが、「または」という記載から材料の決定は取得材によるとみられます。ただし野物については杉で統一されています。

6. 建築的価値のまとめ

建設の経緯としては、雪害救済運動の気運が高まり、国の機関として位置づけされたことが大変重要となっています。また、庁舎建築としては、近代に入り輸入された洋風建築がわが国に浸透した時期にあたり、かつ戦後には衰退するため、ある意味では近代化遺産としての最末期を示しています。そのため、片廊下という合理的な間取りをごく一般的に取り入れながら、東側に面する建物（妻面を南北とする）として、積雪に対する配慮もうかがえます。また特徴的な意匠はわが国に現存する建築としても特異であり重要です。旧雪調の建築的価値に関する検討したものを有形、無形の価値を整理すると以下の3つの視点からの価値が考えられます。

(1) 史 跡 的 価 値

- ・わが国における雪害に関する研究所として現存し、当時を想起させる建築物としての価値

(2) 学 術 史 的 な 価 値

- ・雪害の研究を行い、その研究の中核を担った建築物としての価値

(3) 建 築 的 価 値

- ・雪国における挑戦的であり萌芽的な形態をわが国で建築した事例
- ・昭和初期の官営宮繕設計の基礎となる事例

第3章 保存活用における課題と方針

1. 活用における課題

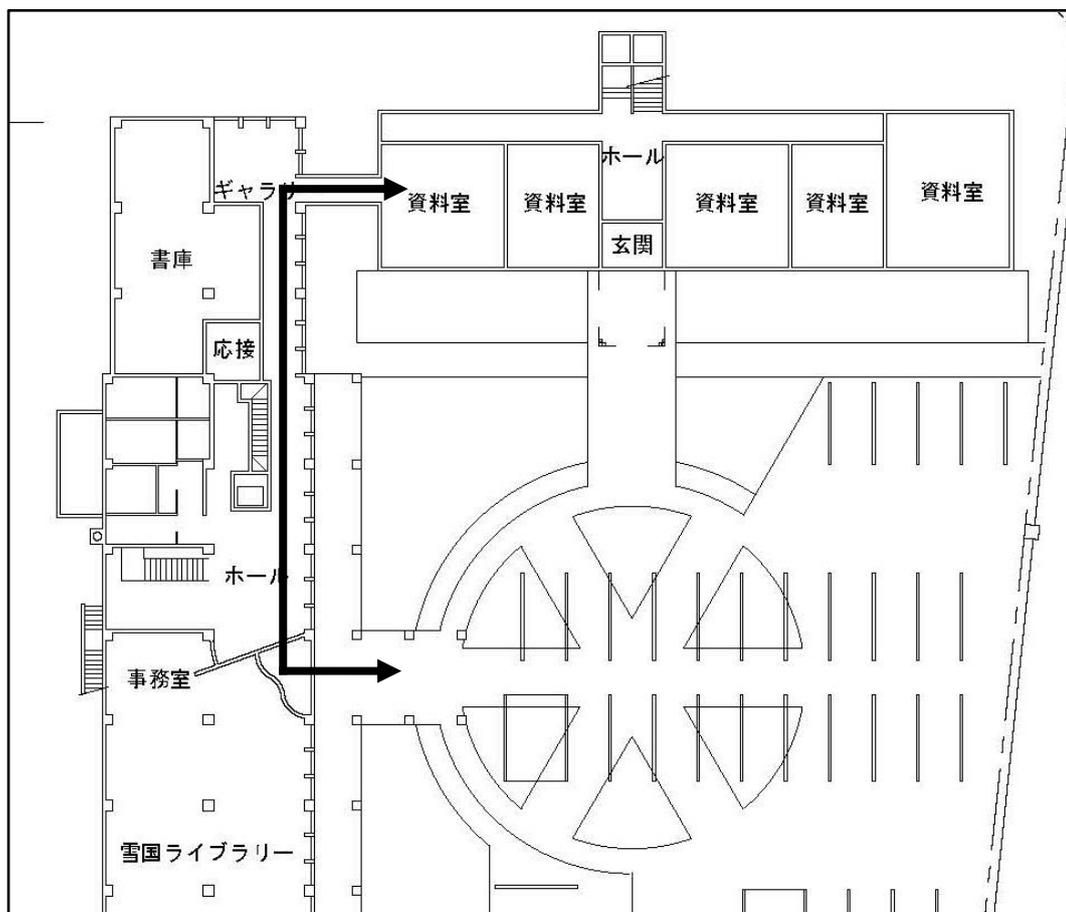
(1) 施設の活用上の課題

旧雪調は、前述のとおり、昭和初期の庁舎建築として、「再現することが容易でないもの。国土の歴史的景観に寄与しているもの。」として国の登録有形文化財(建造物)に登録されています。現在は、雪の里情報館の記念館として、資料館と一体的に活用されています。施設面での活用に向けた課題は以下のようなことが考えられます。

①施設内の動線計画の改善

現在の施設内の主な動線については、資料館からのアクセスに限定しており、旧雪調の入口からの導入は行っていません。人員配置の難しさにより、複数の入口を管理できないことが主な要因となっています。

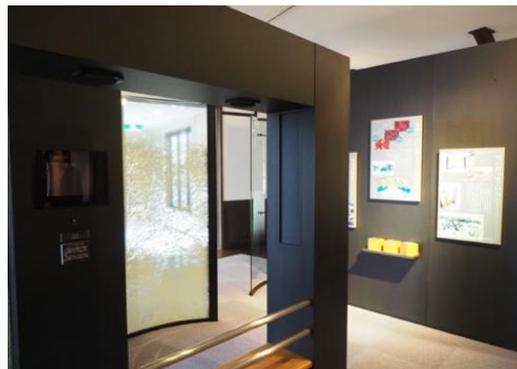
旧雪調の本来の機能を生かした新たな活用を想定した場合、非常時における避難動線も新たに確保したうえで、建設当時の旧雪調の入口から施設に入ることができるように施設の運用面も含めて改善する必要があります。



施設内動線図

②現在の展示の継承と展示機能の再整理

旧雪調の展示機能については、雪の里情報館の資料館の1階部分と連続しながら、旧雪調の1階部分が使用され、雪国の生活文化向上に関する研究成果を調えた展示が行われています。ただし、活用範囲は1階に限定され、平成9年(1997)に展示内容が整備されて以降、資料等の整理が進まず、約20年にわたって展示内容が常設化されています。



現在の展示状況

そこで、重複する内容の展示の整理や、利用者の新たなニーズへの対応に向けて、資料の価値を生かした訴求力が強く、変化しやすい展示ができるようにする必要があります。展示の方向性については、現在の展示内容を継承しつつ雪の里情報館の職員や専門家等を中心に、設備や什器も含めて検討を行う必要があります。

③雪調設立当時のコンセプトを踏まえた建物用途の更新

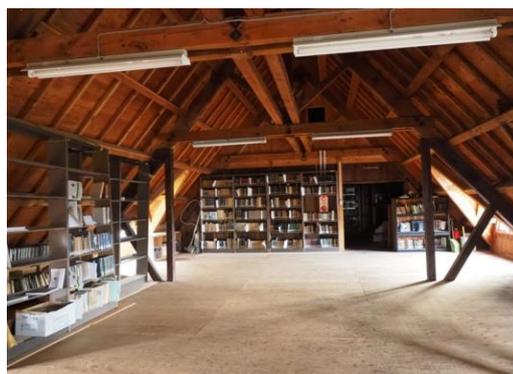
現在の旧雪調は、雪の里情報館の記念館として社会教育施設に位置づけられて、展示を中心とした活用がなされています。

社会教育施設としての活用を基本としながら、本市における観光の拠点としても利用できるようにすることも視野に入れる必要があります。その場合には、展示機能を軸として、ミュージアムショップのような物販の充実や、雪調設立当時のコンセプトである「農業・農村（地域）経済の発展」「副業としての食品加工技術や工芸の振興」「雪の科学的研究による雪害の克服」を踏まえた新たな活用の展開が求められています。

④旧雪調の空間特性の感じられる2階部分の有効活用

現在、1階は展示施設として活用していますが、急勾配なトンガリ屋根の屋根裏部分となる2階は、一般には解放されておらず、倉庫として利用されています。

今後は、旧雪調の庁舎建築としての特徴である2階部分における空間特性を生かした活用が期待されています。ただし、2階の活用にあたっては、第4章でも後述しますが、不特定多数の利用者を想定した場合、耐震性能が不足しているため、耐震補強が必要となります。



現在の旧雪調の2階の状況

⑤旧雪調と一体となった屋外空間の活用

現在、敷地内のオープンスペースは主に駐車場として利用されています。

旧雪調の建設当時の入口を生きしながら新たな活用に取り組む場合には、冬季の除雪に配慮したうえで駐車場の再配置を行い、旧雪調の入口周辺に屋内と一体的となった休憩できる空間を設けるなど、屋外空間をより有効的に活用するよう、努めていく必要があります。



現在の旧雪調の屋外空間

⑥近代地域史資料の保存と調査研究の推進

雪の里情報館には雪調の研究資料や戦後の農業総合研究所積雪地方支所時代の研究資料のほか、雪調ゆかりの建築学者・今和次郎の蔵書等からなる今和次郎コレクション（工学院大学より寄託）など、当時の雪国や農村地域社会を俯瞰するための幅広い資料群が保存されています。しかし、全体像が把握しきれておらず、資料としての価値を生かしきれていません。これらについて、資料そのものの整理を進め、適切な保存・管理を行うとともに、研究者にとって研究資料としてより活用できるような運用体制や、将来における貴重な資料として継承できるようにする必要があります。

⑦継続的な保存活用と管理運営費の軽減の両立

従来、文化財（建造物）保護行政では、保護の力点が保存に置かれていました。しかし登録有形文化財においては、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、まちづくりや観光など、積極的に活用されることが期待されており、旧雪調においても積極的な活用が求められます。

雪の里情報館の記念館として活用されている旧雪調は、指定管理者制度のもと、管理運営費の軽減に向けた取り組みを行っています。しかし、近年の経済状況から、管理運営費が高まっています。

そこで、施設の管理運営費に対する財源確保を図っていくため、旧雪調を積極的に活用していく必要があります。

⑧関連法規を踏まえた活用の推進

活用の検討にあたっては、都市計画法や建築基準法、消防法等の関連法規を満たした建物用途とする必要があります。

(2) まちづくりとしての位置づけと課題

旧雪調は、本市の中心部の西側に位置しており、最上公園を中心とした文化施設が周辺に点在しています。本市へのアクセスポイントとなる JR 新庄駅や、旧雪調と同様に国の登録有形文化財(建造物)に登録されている旧農林省蚕糸試験場新庄支場のあるエコロジーガーデンからは少し離れた場所に立地しています。本市におけるまちづくりの面から見た位置づけと課題は、以下のようなことが考えられます。

①雪調の認知度の向上

雪調は、昭和初期には雪害救済運動の拠点でしたが、当初の施設機能が段階的に縮小していったこともあり、若い世代との関係性が薄れ、雪調の歴史や旧雪調の存在そのものについて市民の認知度が低くなりつつあります。

そこで、市民の旧雪調の歴史や施設についての認知度を高める必要があります。市民の認知度を向上させるため、現在行っている社会教育の講座、各種学校との連携、市民対象のイベント、市内外の方々との連携や交流、大学教授等の専門家との連携など、より一層、機会を捉えた取り組みが必要となります。

②近代地域史資料の価値の周知とまちづくりへの展開

旧雪調に保存されている研究資料や蔵書、歴史資料群については、市民の認知が低いものとなっています。これら貴重な資料について市民の認知度を高めるとともに、広く国内外に価値を発信していくことにより、施設とともに唯一無二の価値を生むことができるものであり、本市のまちづくりに寄与していくことができるような取り組みが求められます。

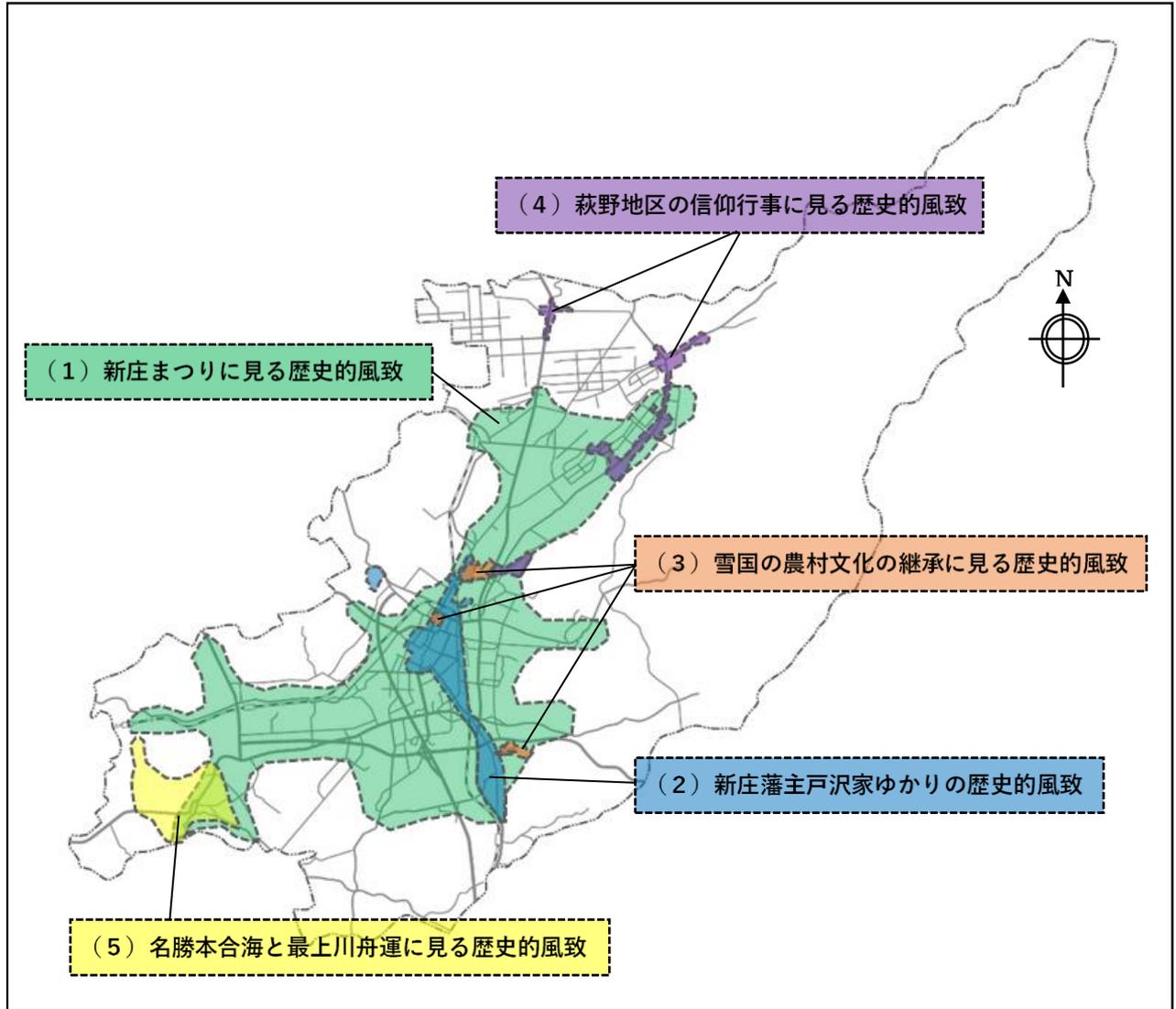
③旧雪調への交通アクセスの確保

旧雪調は、本市の交通の拠点である JR 新庄駅から徒歩 30 分程度と離れており、公共交通機関の利便性が乏しく、自動車によるアクセスが主となっています。今後、バス等の公共交通やレンタサイクルといった交通手段の確保がより重要となります。さらに、中心市街地や他の施設との周遊性など、利用者へ配慮した旧雪調へのアクセスの検討も必要となります。

④歴史まちづくりと連携した活用

新庄市歴史的風致維持向上計画では、旧雪調を「雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致」を構成する建造物等として位置づけています。歴史まちづくりに特に取り組み地域として、本市の旧城下町である中心市街地やエコロジーガーデン周辺、鳥越八幡神社周辺などが面的に重点区域とされています。

旧雪調は、国の登録有形文化財(建造物)として旧農林省蚕糸試験場新庄支場などとともに本市における歴史まちづくりの拠点としての重要な役割を果たす必要があり、本市の歴史まちづくりの取り組みと連携した活用が求められています。



新庄市歴史的風致維持向上計画における歴史的風致の範囲



雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致の範囲

(3) 市民ニーズを踏まえた課題

旧雪調の活用に向けて、令和3年度及び4年度において市民が参加するワークショップを開催し、意見交換を行いました。ワークショップで出された市民意見の方向性として、以下のよう
にまとめることができます。

①旧雪調の空間特性を生かした活用

市民の意見からは、旧雪調の持つ歴史を感じられる落ち着いた空間や、豪雪地帯に対応するために工夫されたトンガリ屋根・ドーマ窓といった旧雪調らしい特徴的な意匠に好意的で、旧雪調らしさを大事にしたいという意見が出されました。

市民からも親しまれているこれらの意匠デザインや空間特性を生かした活用が重要となります。



旧雪調のドーマ窓

②設立当時のコンセプトを生かした活用の展開

雪調は雪害救済運動の拠点であり、雪や農業をコンセプトとした施設であることに対する市民の理解が高く、農村の生活の質を向上させることに取り組んできた歴史的経緯についても高く評価されていることが分かりました。

活用にあたっては、雪調からはじまり、これまで培われてきたストーリーを生かした活用についての意見や、過去の歴史を尊重した意見が多く出されました。



雪調で行われていた
伝習会の様子

③研究・交流の拠点としての機能の継承

雪調は、雪害対策として当時の市民の思いで誘致されたことや、雪調を拠点として今和次郎やシャルロット・ペリアンといった歴史的著名人も訪れるような研究や交流の拠点として使われてきました。

これまでの市民の思いや研究・交流拠点としての機能を継承する必要があるという意見も多く見られました。



シャルロット・ペリアンが
雪調に訪れた際の様子

④新たな付加価値の創造

活用にあたっては、これまで旧雪調で行われてきたことを踏襲しつつも、旧雪調を未来へと継承していくためには新たなニーズを含めて、市民の思いを生かしながら新たな価値を創造していく必要があるという意見も出されました。

ワークショップでは、特に市民にとって気軽に立ち寄ることのできる機能が求められていることがわかりました。歴史まちづくりの拠点であり、「雪国の農村文化の継承に見る歴史的風致」の維持・向上のためにも市民が行ってみたい、使ってみてみたいと思える機能を充実していく必要があります。



雪調の会が主催する
オーガニックマルシェの様子



今和次郎コレクション寄託記念の
展示の様子

ワークショップで出された主な活用のアイデア集

展示の充実

- ・民芸や雪の研究者の展示
- ・映像による歴史の展示
- ・デジタルを活用した新しい展示
- ・書籍のデジタル化作業を展示

農産物の加工や販売のできる場所

- ・味噌づくりや缶詰などの農産加工ができる場
- ・マルシェなどの販売スペース
- ・作ったり体験できる場所
- ・わら細工などの体験スペース
- ・新庄の食を味わうことができる場
- ・新たな商品開発ができる場
- ・食育の場

雪を生かした活動ができる場所

- ・定期的な研究会の成果公表会
- ・雪室や気軽に使える低温室

交流できる場所

- ・コミュニティの拠点
- ・交流できる場所
- ・長時間自由に過ごせて話ができる場

気軽に立ち寄って休憩できる場所

- ・若者や親子が気軽に立ち寄れる場所
- ・雰囲気の良い空間で過ごすことができる場
- ・本やマンガを読むことができる場
- ・お茶・コーヒーが飲めるカフェ
- ・お酒が飲める場

仕事をしたり勉強したりできる場所

- ・シェアオフィス
- ・子ども連れでも誰でも入れるコワーキングスペース
- ・フリースペース
- ・勉強スペース

2. 活用に向けた考え方

(1) 旧雪調の活用方針及び活用のコンセプト

旧雪調の活用に向けて、雪調がこれまで取り組んできたことにより育まれた新庄の雪国文化を継承し、前述した施設やまちづくりから見た課題、市民ニーズを踏まえたうえで、保存活用方針に基づいて旧雪調（記念館）のコンセプトとして次のように設定します。



① 活用方針

保存活用方針では、3つの活用方針を定めています。各方針の具体的な内容として次のように捉えるものとします。

文化伝承

雪国文化を次世代に伝承する場

文化は元々先人が培ってきた文化の上に成り立つものであり、その土台である文化を伝え、守っていく必要があります。そのため、雪調が担ってきた取り組みを現代に発展し、雪調をはじめとする地域振興への取り組みの功績を広く情報発信する場として活用します。

実践的な学び

学び合い、実践できる場

新たな文化を創造するには、学びや気づきが必要となります。雪調の実践してきたことの中でも実践的な学びの機会が重要視されてきました。その体験を通じて得られた学びや気づきはとても大切なものです。実際に手に触れたり体験したりすることのできる空間として活用していきます。

多様な交流

多様な交流が生まれる場

新たな文化を創造していくことは、1人で行うことは難しく、多様な交流が生み出されることで、本市に昔から受け継がれてきた文化に新たな価値を加え、発展することができます。特に雪調では今和次郎や柳宗悦、シャルロット・ペリアンなど、当時の最先端の研究者やデザイナーが集い実践することで、新庄の新しい文化を創出してきました。新しい旧雪調においても、市民同士の繋がりだけでなく、専門的な知見や技術を有した人々との交流の場となるよう、今まで培われてきた雪国文化や新たに創出される雪国文化について、地域内への発信はもとより、市外・県外への発信にも取り組んでいきます。

②活用のコンセプト

雪国文化創造拠点

改修により新しく生まれ変わる旧雪調の活用コンセプトとして、これまでの取り組みを充実・発展しながら、雪国で培われてきた文化を活かして人間の営みを充実・向上し、新しい価値を創造することのできる拠点を目指していきます。

(2) 改修後の活用に向けた動線及びゾーニングの設定

改修後の活用イメージについては、旧雪調だけでなく、雪の里情報館として資料館も含め全体を見据えた活用の動線及びゾーニングを設定します。

現状では、旧雪調は1階を展示施設として活用していますが、改修後は構造等の補強をしたうえで2階部分も含めて旧雪調全体の活用を図るものとします。

各階を「文化伝承」「実践的な学び」「多様な交流」の3つの活用方針に基づいてゾーニングを設定し、それぞれの活用イメージを整理しました。

①動線

資料館との回遊性は維持しながら、旧雪調を主役として活用できるように、正面玄関を開放し、メインエントランスとして利用できるようにします。

二方向避難を確保するため、現状でトイレとして活用されている階段の踊り場下に出入り口を確保するなど、防災に対応した動線とします。

また、2階への移手段などバリアフリーに配慮した設計を検討します。

②ゾーニング

文化伝承

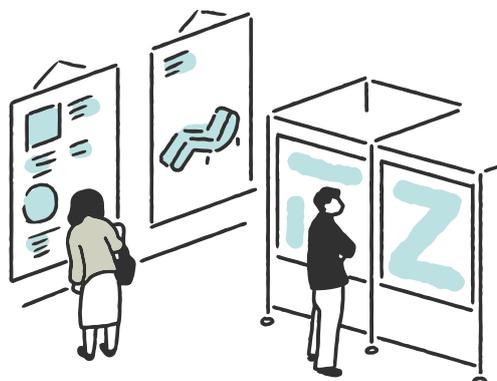
■雪国文化を伝える場所

旧雪調（記念館）と資料館で構成される雪の里情報館の展示内容をもとに、雪国文化を伝えていくために、これまで収集した資料を整理・活用するとともに、より充実した空間、展示内容としていきます。

旧雪調（記念館）では、「食にまつわる場所」、「試せる場所・学び合う場所」として新たな用途を加えることから、一定の固定された展示空間に加えて、廊下や階段にも展示していきながら、建物全体が展示を行う空間として利用できるようにしていきます。加えて、資料館と連動した展示を行えるようにしていきます。

[活用イメージ]

- ・ 資料館のギャラリーでの展示内容から継続した展示としていきます。
- ・ 外部の方の協力を得ながら、既存の展示内容の再整理を行い、旧雪調や雪に関して必要な情報や雪国文化を感じることができるようしていきます。
- ・ 展示空間だけでなく、他スペースでの展示も想定し、旧雪調全体に展示空間としての機能を持たせるようにしていきます。
- ・ 雪国文化や展示内容に関連した物販ができるようにしていきます。



■食にまつわる場所

文化伝承

実践的な学び

雪調設立当時の「農業・農村（地域）経済の発展」や「食品加工技術や工芸の振興」というコンセプトを大事にしつつ、現代に雪国文化を継承し、新たな雪国文化を創造していくため、本市の食、農産物について調理や加工、販売など、実践的な学びができるような場所としていきます。

[活用イメージ]

- ・利用者が、気軽に立ち寄れる空間を設けていきます。例えば、イートインコーナー、食品加工品販売など、利用者のニーズに沿った形態としていきます。
- ・食文化に関わる市民団体が、短期的にでも活用できるような場所としていきます。
- ・利用者が、農産物について調理、加工、テスト販売等ができるような場所としていきます。
- ・「ゆきさとオーガニックマルシェ」など、既存の取り組みと連携した活用を行っていきます。
- ・指定管理者制度での運営を基本としつつ、その他団体・企業からの活用方法の提案も受け付け、柔軟な活用方法を検討していきます。



■試せる場所・学び合う場所

実践的な学び

多様な交流

構造補強により新しく使うことが可能となる2階部分では、断熱や構造補強等の整備を図るうえで、旧雪調の建築物としての美しさを体感できる空間となるように整備し、市民や学生の学びの場や、雪調における経済振興の視点を活かして、本市の資源を活用した新しいビジネスへの取り組みが可能となる場所としていきます。

また、本棚等の設置を検討し、資料館とあわせて、雪調に関わる調査・研究資料等を保管するとともに閲覧できるエリアの設置などにより、学びの場としていきます。

[活用イメージ]

- ・貸しオフィスとして、地域の課題解決を目指す事業に取り組み企業や団体に貸し出せるようにしていきます。
- ・誰でも使えて、オープンな空間であるコワーキングスペースなどを設置していきます。
- ・サークル活動で気軽に利用でき、作品展示等もできる場所にしていきます。
- ・市民や研究者が雪調に関わる研究を進めたり、発表ができたりするような場所として、旧雪調のファン作りにつなげていきます。
- ・雪調に関わる資料が閲覧できたり、資料の保管ができるように検討していきます。



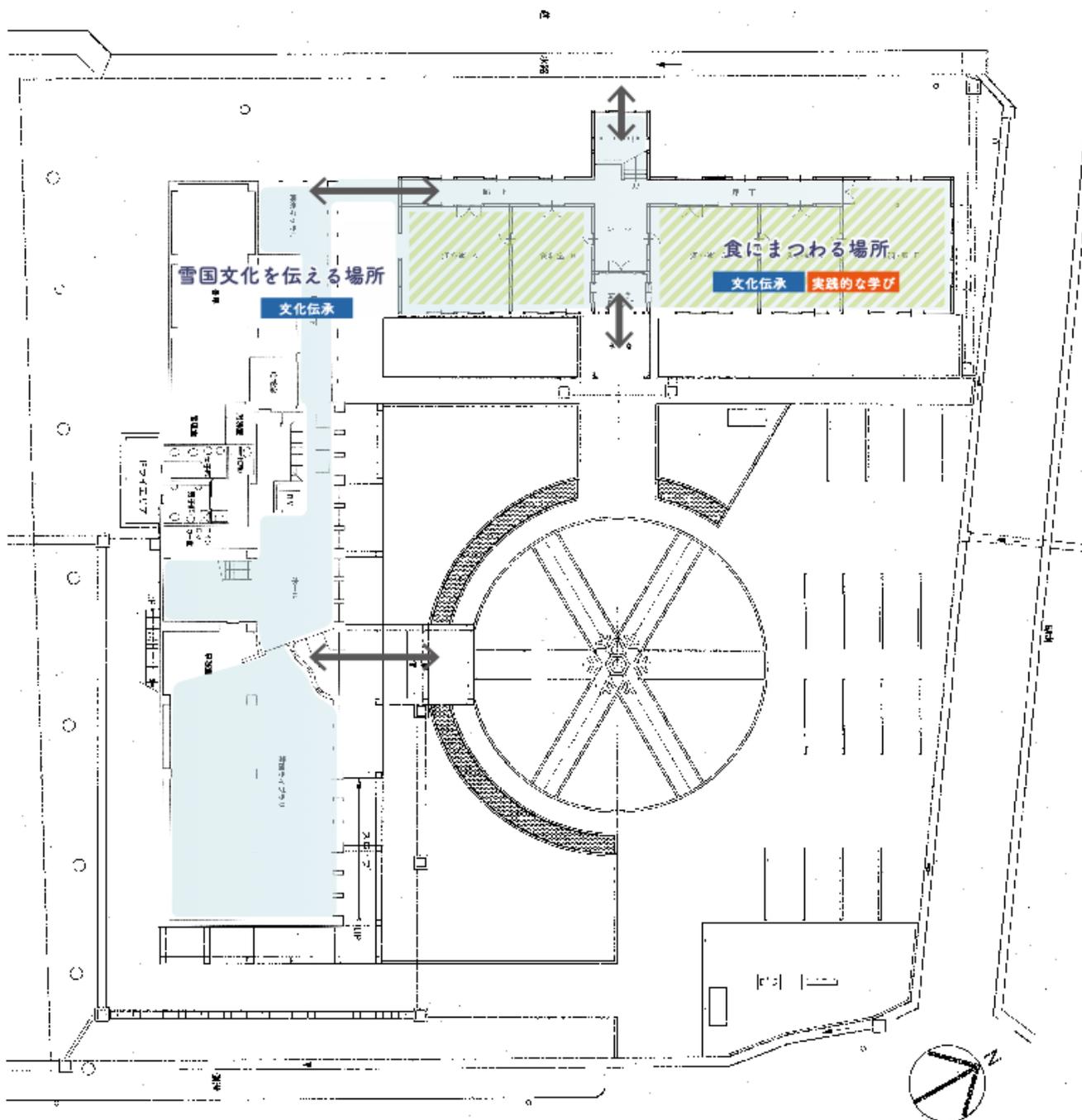
[2階]

雪国文化を伝える場所

文化伝承



[1階]



活用の動線及びゾーニングの想定

3. 管理・運営についての方針

旧雪調の活用の方針に基づき、持続可能な施設運営に向けた主な取り組みは、以下のようにまとめることができます。

(1) 民間の活力やノウハウを生かした施設活用

旧雪調を含む雪の里情報館を管理・運営している指定管理者に加え、新しい活用を見据えて民間の活力やノウハウを活かせるような空間を設えていく必要があります。

市民や民間団体等のニーズに沿った事業提案が施設において実現できるよう、旧雪調を活用していくうえで必要な庁内体制を整備し、柔軟に対応していきます。

また、事業者やテーマの選定にあたっては選定基準を明示するとともに、市民に開かれた選定組織を設置して透明性を確保していきます。

(2) 事業実施についての協働先となる団体・企業などの発掘・育成

雪の里情報館は、指定管理者制度を活用して施設の管理・運営を実施しているものの旧雪調を新しい空間として再整備した後は、より多様な主体が旧雪調で行われる事業等に関わっていくことができるよう、協働する団体や企業を段階的に発掘・育成していく必要があります。

(3) 管理運営費の軽減に向けた取り組み

現在、旧雪調は雪の里情報館として、指定管理者制度を活用したうえで管理・運営が行われています。旧雪調の施設としての魅力を高めることで、利用者の増加に伴う利用料金収入の向上に努めていきます。加えて、施設として賃貸借等を含めた新たなニーズに対応できるような仕組みづくりも検討していきながら施設における収益性を高め、管理・運営費の軽減に向けた取り組みを行っていきます。

第4章 耐震性能と耐震補強の方針

1. 検討方針と条件

耐震診断は、文化庁による重要文化財（建造物）耐震診断指針に準拠し、建築基準法施行令第82条の5に基づく限界耐力計算によって安全性を検証します。

検証用の地震は、極稀に起こる大地震動、稀に起こる中地震動を想定し、耐震・耐風・耐雪についての条件は以下の内容とします。

- ・表層地盤における加速度の増幅率 G_s の計算は、平成12年建告第1457号第10に規定される略算法により「第2種地盤」として計算します。
- ・地域係数は0.9として検討を行います。
- ・検証用の暴風は、ごくまれに起こる暴風、まれに起こる暴風としています（基準風速30m/s、粗度区分Ⅲ）。
- ・旧雪調の敷地は多雪区域に指定されているため、地震時にも積雪荷重を考慮します。（標高103m、垂直積雪量218.5cm、単位積雪重量30N/cm²）
- ・旧雪調の必要耐震性能は、建物を不特定多数の人が利用・滞在することを鑑み、文化庁の指針における「安全確保水準」として、大地震時およびごくまれな暴風時に倒壊しないこととします。
- ・中地震時・まれな暴風時に損傷しないことは、参考検討として確認します。
- ・2階は小屋組として挙動するものと判断できるため、構造上は平屋として計算します。

2. 目標とする耐震性能

地震、暴風に対するクライテリア^{※7}の限界変位は、「重要文化財(建造物)耐震診断・耐震補強の手引き」（文化庁文化財部、2012）の目安に従い、以下の通りに設定します。

- ・安全限界変位 1/20rad 以下
- ・損傷限界変位 1/120rad 程度 ※参考検討

※7 クライテリア：判断基準のこと。

3. 現状の耐震性能評価

短手方向（東西方向）を X 方向、長手方向（南北方向）を Y 方向とします。

「建築物荷重指針・同解説」により設定した木材の比重等より建物の重量を算定しました。
地震力算出用重量、建物総重量は以下の通りに算出されます。

表 1：地震力算出用重量

合計	重量 kN	WX kNm	WY kNm	gx m	gy m	
屋根、2階床、天井	1088.6	9747	19952	8.95	18.33	
小屋組、桁梁	164.0	1433	2922	8.74	17.82	
2階壁	32.6	365	649	11.20	19.92	
1階壁	157.4	1471	2991	9.34	19.00	
柱	15.1	136	276	9.02	18.31	
1階下壁面	159.9	1505	3049	9.41	19.06	
1階軸組(下)	49.1	422	886	8.58	18.03	
1階床	255.1	2318	4585	9.09	17.98	
地震力算出用重量	2層	1285.2	11545	23523	8.98	18.30
	1層	172.5	1607	3267	9.32	18.94
	計	1457.6	13152	26790	9.02	18.38
建物総重量	1921.8	17397	35310	9.05	18.37	

見付面積と風量係数から計算した建物の風荷重は、以下の通りに算出されました。

表 2：風荷重の算出

X方向	部位	Cf	面積A m ²	部位別W kN	階別W kN	W 稀 kN	1.6W 極稀 kN
RF	BX1	0.94	205.06	136.0			
	AX1	1.24	3.84	3.3			
1F	AX2, AX3	1.13	59.60	47.5	186.9	186.9	299.0

Y方向	部位	Cf	面積A m ²	部位別W kN	階別W kN	W 稀 kN	1.6W 極稀 kN
RF	BY1-2	0.94	19.31	12.8			
	AY1-4	0.92	34.94	22.5			
1F	AY5	0.92	25.10	16.2	51.5	51.5	82.4

旧雪調の耐力要素は、木摺漆喰壁、木筋交い、方杖です。これらの構造性能は、類似の既往実験結果、「伝統的な軸組構法を主体とした木造住宅・建築物の耐震性能評価・耐震補強マニュアル（第2版）」、「木質構造設計基準・同解説」を参照して決定しました。

構造要素ごとに積算した各方向の特定変形角時の荷重は以下の通りに算出されました。

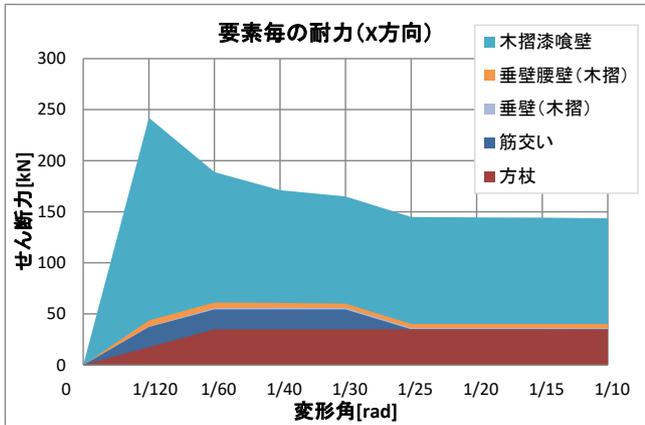


図1：要素毎の耐力（X方向）

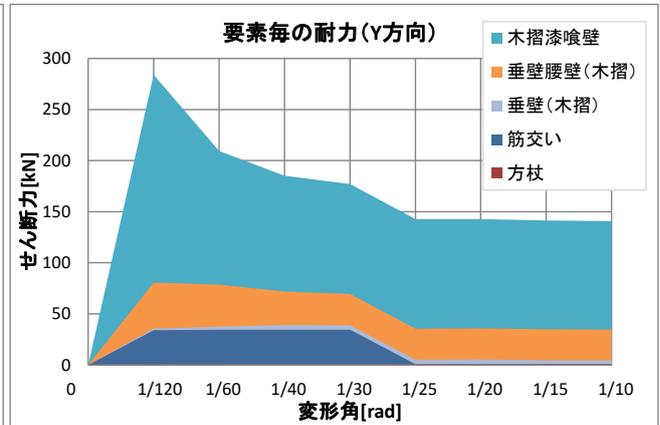


図2：要素毎の耐力（Y方向）

偏心率の計算の結果、X・Y方向いずれも偏心率は0.15以下となり、現状において建物の偏心は応答計算において無視できることが確認されています。

限界耐力計算による応答値の算出結果は以下の通りとなりました。

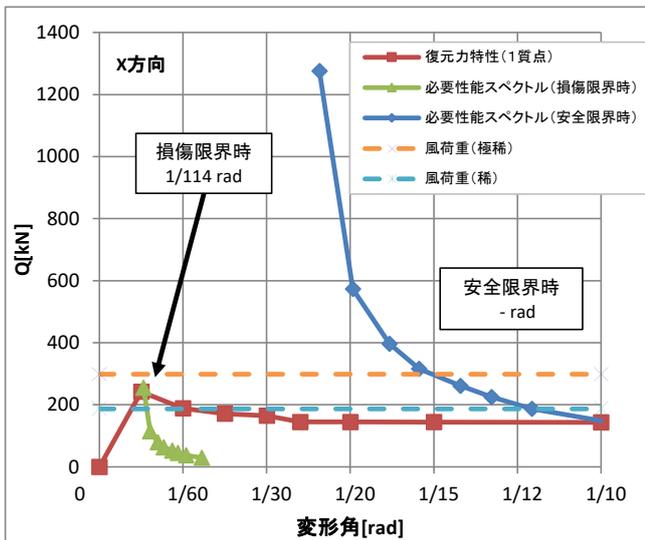


図3：応答値の算出（X方向）

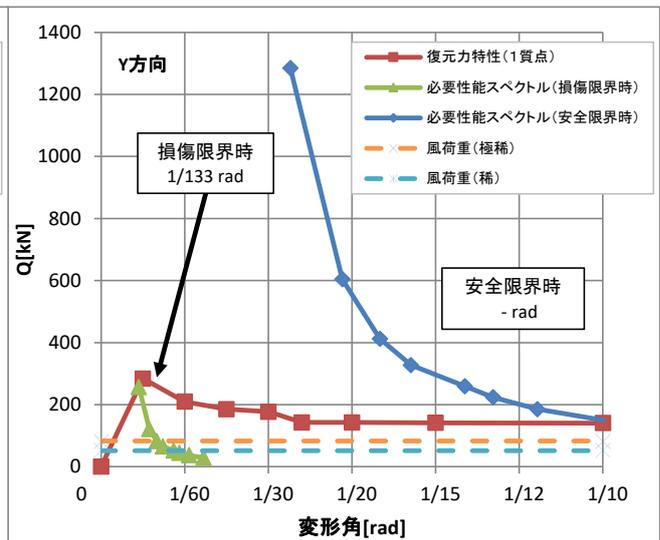


図4：応答値の算出（Y方向）

地震力に対する安全性の検証結果は以下の通りとなりました。

表 3：地震に対する判定

方向	損傷限界				安全限界			
	限界変位		応答変位	判定	限界変位		応答変位	判定
X	1/ 120	<	1/ 114 (C0=0.16)	NG	1/ 30	<	1/ 0.0 (C0=0.00)	NG
Y	1/ 120	≥	1/ 133 (C0=0.18)	OK	1/ 30	<	1/ 0.0 (C0=0.00)	NG

風圧力に対する安全性の検証結果は以下の通りとなりました。

表 4：風に対する判定

方向	損傷限界				安全限界			
	風圧力W		耐力	判定	W×1.6		耐力	判定
X	186.9	<	242.0 (C0=0.17)	OK	299.0	>	242.0 (C0=0.17)	NG
Y	88.6	<	284.0 (C0=0.19)	OK	141.8	<	284.0 (C0=0.19)	OK

以上より、大地震時には X 方向・Y 方向ともクライテリアを満たさないことが確認されました。

また、応答値が算出できず、大地震時には建物が倒壊に至る可能性があることが確認されました。

風荷重に対しては、X 方向（東西方向）のごくまれにおこる暴風に対して、建物が倒壊に至る可能性があることが確認されました。

4. 耐震補強の方針

耐震診断結果より、地震時・暴風時の建物の安全性を確保するために、建物の水平耐力を上昇させる必要があることが確認されました。

大地震時に必要になる水平耐力は、一般的に地震力算出用重量の約 30~40%であり、旧雪調では X・Y 方向とも約 300kN（構造用合板の耐力壁に換算すると、壁幅 15m~20m ほど）の耐力上昇が必要となります。なお、風荷重に対しては、地震荷重に対する補強を行えば、クライテリアを満たすことができます。

これらのことより、具体的補強方法については、次のとおり実施することとします。

具体的な補強方針

- ・既存の壁を構造用合板等の高耐力の補強壁に置換することで、水平耐力を確保することを検討します。
- ・方杖を耐力要素として評価する場合には、ボルトを新たなものに交換し、耐力要素としてより評価できる状態にすることも検討します。ただし、方杖ボルトが文化財の構成要素として交換できない場合には、方杖を耐力要素から除外し、構造用合板等の量を増やすことで対応します。
- ・筋交いについては、補強設計として $1/30\text{rad}$ を越える状態を許容する場合は、座屈により耐力壁を壊したり、壁の耐力を低下させたりすることのないよう、撤去や短縮を検討します。
- ・西側の階段室部分の変形が突出しないよう、必要に応じて補強を行います。
- ・耐力要素の間隔がまばらになる場合、水平構面（床構面）に変形を生じる可能性があります。補強後の変形状態について立体解析により検証し、大きな変形が確認された場合は、2階床の水平構面を構造用合板や鉄筋のブレースで補強します。
- ・既存の軸組に大きな引抜力がはたらく箇所については、金物により継手・仕口の補強を適切に行っていきます。

第5章 保護の方針

1. 保護の方針の考え方

旧雪調は、平成8年(1996)に改修工事が行われ、この状態が現状として国の登録有形文化財(建造物)に登録されています。登録有形文化財(建造物)は基本的には外観の保存を基本としていますが、旧雪調は庁舎としての設え(室内、階段室の装飾、2階部分の小屋組のトラス構造の架構)も含めて保護される必要があります。しかし、前述の通り、積極的な活用を進めることで、文化財としての価値を保持しつつ、本市において有効な施設として利用されることが重要となります。

そこで、今後の改修を踏まえて、検討した文化財としての価値を低下させることなく、さらに向上するために保護の方針を定めます。登録有形文化財(建造物)として登録された時点を経験として、復元的考察を踏まえて、部分と部位の設定を行います。

2. 保護の方針の基準

保護の方針の考え方を基に、保護の方針の基準は以下のものを想定しています。文化財としての価値を有形のものに限定して考え、部分と部位に分類します。部分は各室や外観を対象として、部位は各部材を対象とします。

部分は保存部分、保全部分、その他部分に分類することとします。部位は基準を1から5に分類し、部分と部位の相関としては以下のとおりとします。

表5：部分と部位の相関

部分の分類	部位の分類	分類の説明
保存部分	基準1	当初材を残す部分・部位
	基準2	当初の仕様を踏襲した部分・部位
保全部分	基準3	当初の仕様を残すが、定期的な更新が必要な部分・部位
	基準4	形態のみを踏襲した部分・部位
その他部分	基準5	更新された部分・部位

3. 保護の方針

保護の方針は、文化財としての真実性と今後の活用を鑑みて決定します。旧雪調は前述のとおり、平成4年(1992)に移設築工事、平成8年(1996)に改修工事を行っています。そのため、軸部、外観、壁面、建具を除く改修がなされていて、2階のドーマ窓、屋根の復原工事、便益向上のため階段下に便所が設けられています。したがって、部材としての真実性は低下しているものといえます。

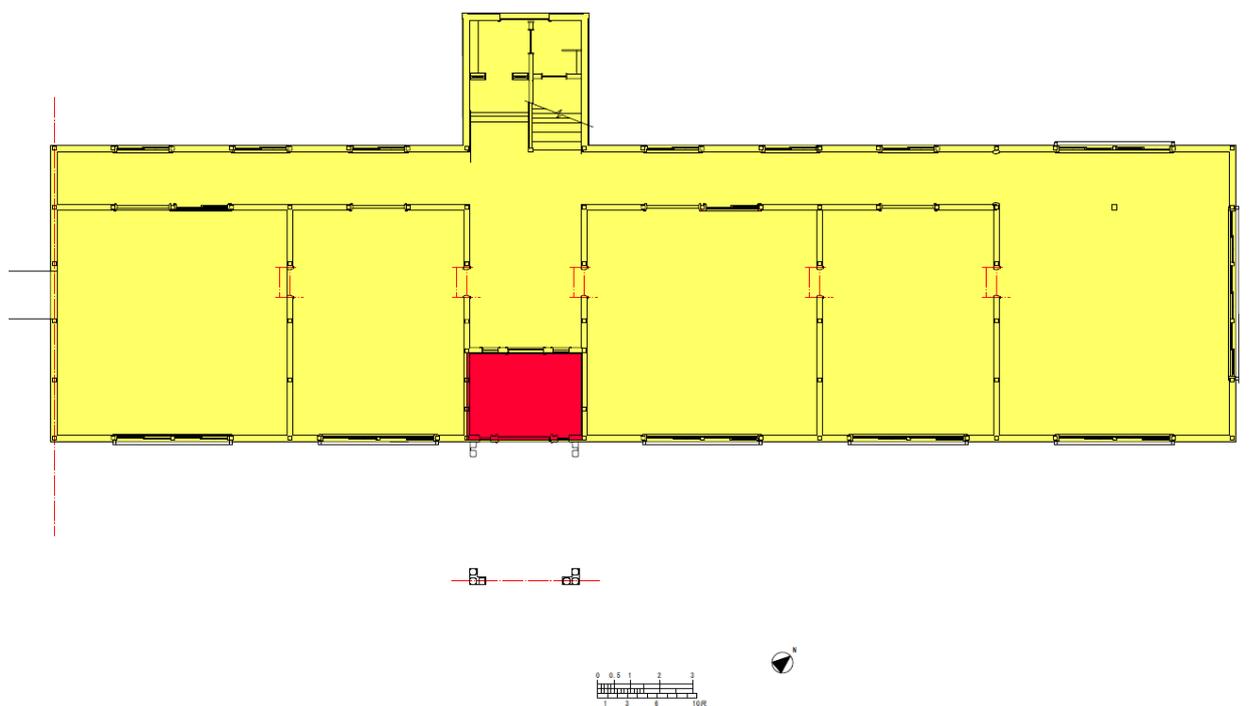
しかし、旧雪調の建物の大きな特徴である、外観、室構成に関しては保持されています。そのため外観および室構成に関しては保存部分として設定することで文化財としての価値を保持することができると考えられます。しかし、内装については、壁面など復旧が可能な程度であれば改変が可能であると考えられます。

上記の考えに基づき、各室に関しては保全部分とします。ただし、旧雪調の入り口である玄関は当初の形を保持していることから保存部分とします。2階に関しては、保全部分を基本としつつ、南側の室に関しては今後の活用、改変の度合いからその他部分とします。

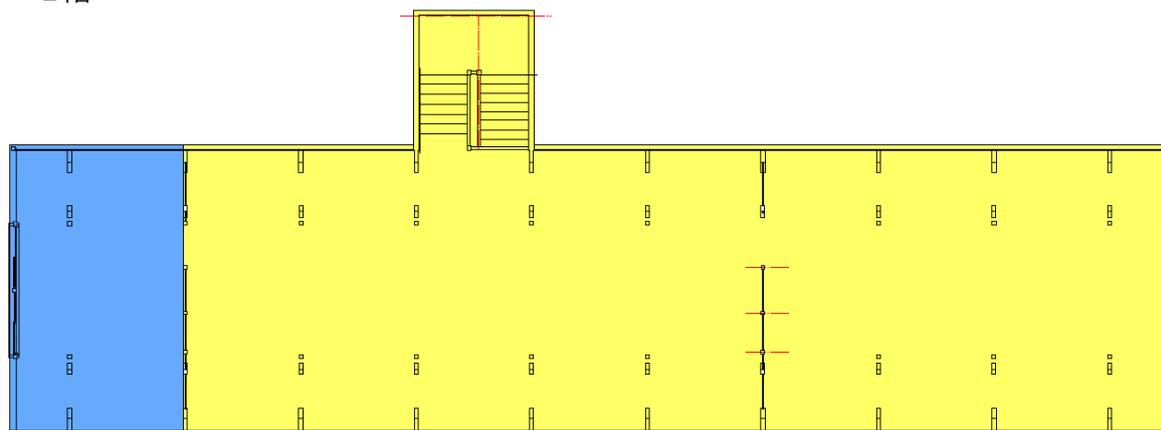
4. 保護する部分の設定

(1) 室内の部分の設定

1階



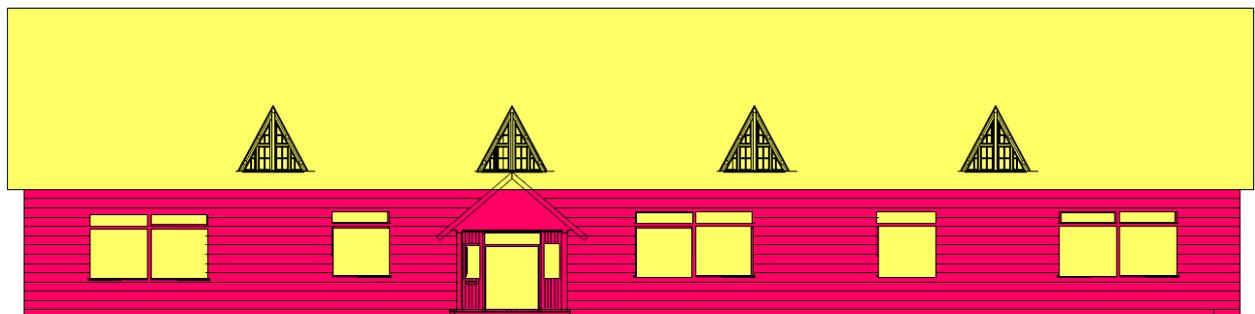
2階



- 保存部分
- 保全部分
- その他部分

(2) 外観の部分の設定

東側



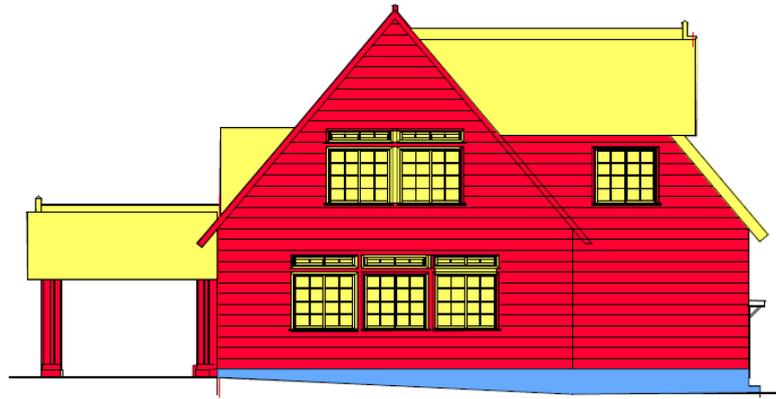
西側



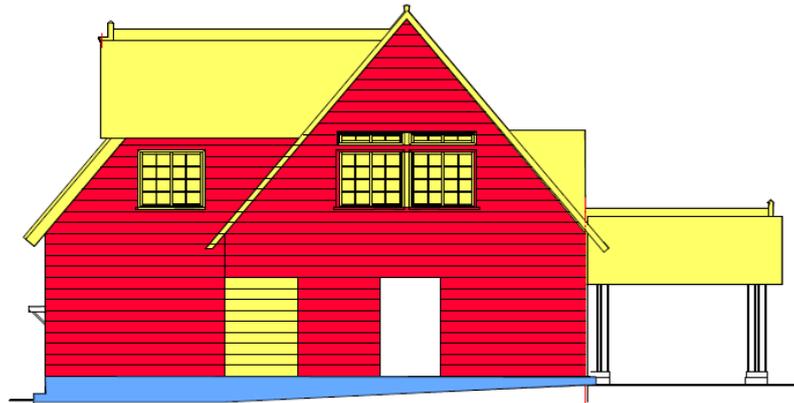
-  保存部分
-  保全部分
-  その他部分



北側



南側



-  保存部分
-  保全部分
-  その他部分



5. 保護する部位の設定

(1) 外観の部位の設定

室名	部位	仕様	基準
外観	軒天井	板、オイルペイント塗装	基準1 (ただし塗装は基準3)
	壁面	板、オイルペイント塗装	基準1 (ただし塗装は基準3)
	基礎	コンクリート	基準5
	開口部	扉、窓	基準1 (ガラスは基準3)

(2) 1階の部位の設定

室名	部位	仕様	基準
事務室	天井	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準2 (塗装は基準3)
		石膏ボード、オイルペイント塗装	基準3
	軒蛇腹	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準1 (塗装は基準3)
	壁面	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準2 (塗装は基準3)
		石膏ボード、オイルペイント塗装	基準3
	腰壁	板	基準1 (塗装は基準3)
	床	フローリング	基準3 (ただし復原を前提)
開口部	扉、窓	枠は基準1 (復原の場合は基準2、ガラスは基準3)	
換気口	既存部	基準1 (復原の場合は基準2)	
	新期	基準4	
玄関	天井	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準2 (塗装は基準3)
		石膏ボード、オイルペイント塗装	基準3
	軒蛇腹	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準1 (塗装は基準3)
	壁面	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準2 (塗装は基準3)
		石膏ボード、オイルペイント塗装	基準3
	腰壁	板	基準1 (塗装は基準3)
床	洗い出し	基準1	
開口部	カウンター、窓、扉	基準1 (ガラスは基準2)	

室名	部位	仕様	基準
廊下	天井	木摺り漆喰、オイルペイント塗装 石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 2 (塗装は基準 3) 基準 3
	軒蛇腹	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準 1 (塗装は基準 3)
	壁面	木摺り漆喰、オイルペイント塗装 石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 2 (塗装は基準 3) 基準 3
	腰壁	板	基準 1 (塗装は基準 3)
	床	フローリング	基準 3 (ただし復原を前提)
	開口部	扉、窓	枠は基準 1 (ガラスは基準 3)

(3) 階段室の部位の設定

室名	部位	仕様	基準
階段室	天井	木摺り漆喰、オイルペイント塗装 石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 2 (塗装は基準 3) 基準 3
	軒蛇腹	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準 1 (塗装は基準 3)
	壁面	木摺り漆喰、オイルペイント塗装 石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 2 (塗装は基準 3) 基準 3
	腰壁	板	基準 1 (塗装は基準 3)
	床	フローリング	基準 3 (ただし復原を前提)
	開口部	扉、窓	枠は基準 1 (復元の場合は基準 2、ガラスは基準 3)
	階段	踏面 蹴上 高欄 (親柱) (格子)	基準 3 (復原を前提) 基準 3 (復原を前提) 基準 1 基準 2
便所	天井	石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 3 (木摺りの場合は基準 2)
	軒蛇腹	木摺り漆喰、オイルペイント塗装	基準 1 (塗装は基準 3)
	壁面	石膏ボード、オイルペイント塗装	基準 3 (木摺りの場合は基準 2)
	腰壁	板	基準 2
	床	フローリング	基準 3 (ただし復原を前提)

(4) 2階の部位の設定

室名	部位	仕様	基準
2階 全室	小屋組	木(松)	基準1
	屋根下地	木	基準3
	天井	なし	—
	壁面	木	基準3
	床	木	基準2
	ドーマ窓	窓	枠基準1(ガラスは基準3)

第6章 環境保全計画

1. 環境保全計画の考え方

旧雪調は、雪の里情報館の記念館として位置づけられています。建物は、雪の里情報館の敷地内の西寄りに建設されており、正面には駐車場と植栽帯、南側面は雪の里情報館資料館、北側面は市道 1036 号に接しています。背面（西）は御用水堰^{ごようすいげき}を挟んで、市道 1037 号に接しています。ここでは、区域を「保存区域」、「保全区域」、「その他区域」に分類し、今後の整備の方針とします。なお、移築を行っているため、旧雪調以外には、雪調当初の状態は維持されていません。そのため、建造物以外には「保存区域」は無いものとします。

2. 区域の設定

保全計画の区域の考え方については、前述した第5章の保護の方針の考え方と同様に「保存区域」、「保全区域」、「その他区域」とします。

正面（東）の植栽帯は、景観上重要な位置づけとなるため「保全区域」とします。ただし現状の植栽帯は移築時のものではなく、倒木の恐れがあるため、景観に配慮しつつ、伐採等の対応をとることとします。また正面には駐車場として利用する空地があり、その部分は「その他区域」とします。ただし、通りからの建造物の眺望を遮断しないよう、空間の維持に努めます。

背面についても同様であり、御用水堰^{ごようすいせき}の景観は良好となっています。しかし、現状は活用がなされていないため、整備を行いながら「保全区域」とします。

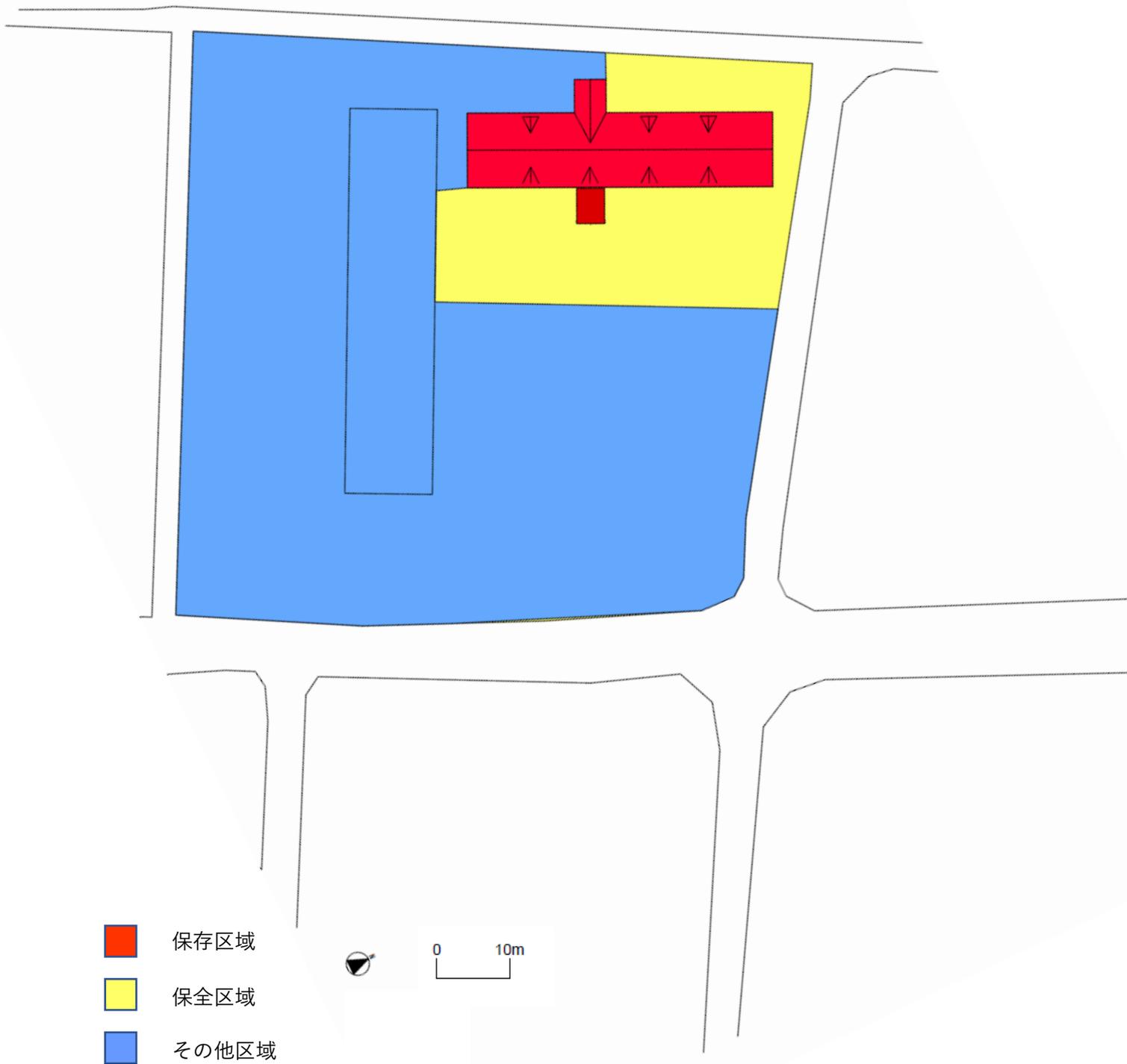
南側面は資料館との接続部分であり、正面からの通常望見できる範囲といえます。そのため建物に調和した区域としたうえで、活用を検討するため、「その他区域」として活用を重要視した整備を行える範囲とします。次に、北側面については背面と同様「保全区域」とします。

3. 環境保全計画

「保全区域」に関しては、正面と北側面、背面で多少の差を設けます。正面については、景観上優秀であり、その景観を維持することが重要です。また屋根からの落雪を鑑み建物周辺の空地を維持し建物の保全を促します。北側面、背面については、積極的な活用を進めるものの、現状の地形的な部分は維持していきます。また背面の御用水堰^{ごようすいせき}は敷地外ではあるものの景観上重要であるため維持に努めます。

南側面、正面のその他部分に関しては、景観に配慮した計画を進め、文化財としての価値を低減させない整備とします。

4. 保全する区域の設定



第7章 防災上の課題と基本方針

1. 防災上の課題の抽出

本市は、特別豪雪地帯となっており、雪害対策が大きな防災上の課題となります。また、旧雪調は木造 2 階建てで、外壁や外部に面する建具は木製であり、火災にぜい弱な状態となっています。その他の災害では、降雨による水害、鳥獣類による被害、人的被害が想定されます。ここでは、旧雪調に関わる災害に関する対策を整理します。

立地に関わる条件としては、敷地は第一種住居地域であり、防火地域や準防火地域からは外れているものの、建築基準法 22 条区域の適用の地域となっています。したがって、近隣の住宅からの延焼、類焼の危険性ははらむものの、建築基準法を順守した住宅に囲まれています。

天候に関わる状況は、平成 3 年(1991)から令和 2 年(2020)までの山形地方気象台の統計情報では次のとおりとなっています。上記 30 年の年間の最高気温の平均は 35.1 度、最低気温は-11.1 度であり、平均気温としては、11.0 度となっています。気温が高まる 8 月の平均気温は 24.1 度で、気温が低くなる 1 月の平均気温は-0.8 度となっています。降水量は年間 2001.9 mm、年間を通して月に 100 mm 以上から 250 mm 程度が降水します。降雪の影響により冬期間の降水量は増加します。上記 30 年間の年間最深積雪の平均としては 134.5cm、年間積雪量の平均としては 717.1cm となっています。

火災は最上広域市町村圏事務組合の消防に関する発表によると、本市における火災件数は令和 2 年度で 15 件発生しています。その内、放火の疑いがあるものとして 3 件確認されています。その他では、失火が 3 件で、内たばこの不始末が含まれます。

なお、立地上、動物被害は少ないといえます。

(1) 地震

本市は、山形県の北東部、最上地方の中央部に位置します。市域は山林が 57.5%、農地が 25.7%をしめ、市街地は約 20%程度となっています。地形では、奥羽山脈と出羽山地に挟まれる新庄盆地が市街地の中心となっています。新庄盆地は、泉田川・升形川・新田川による扇状地・扇状地かいせきを開析した段丘・氾濫平野から形成されています。地質は「新庄市地域防災計画」によると、「安山岩質凝灰岩あんざんがんしつぎょうかいがん・流紋岩質凝灰岩りゅうもんがんしつぎょうかいがんよりなる第三紀中新世^{※8} 下部層を基盤とする。地質構造上の特徴は、奥羽山脈を南北に走る構造線を境にして、東側では中新統^{※9} 下部の古い地層が、南北を軸に緩やかに褶曲しているのに対して、構造線付近では中新世上部から鮮新世^{※10} までほぼ垂直に近い状態で立ち、西側では更に若い地層が南北を軸に緩やかに褶曲していることである。」となっています。扇状地であるため、沖積粘土質層ちゅうせきねんどしつそうの層が厚いほど地盤振動が大きくなる可能性が高く、これらは活断層によるものと推測できます。

※8 中新世：地層時代の一つ。約 2500 万年前から 500 万年前の時代のこと。

※9 中新統：中新世にできた地層のこと。

※10 鮮新世：地層時代の一つ。約 500 万年前から約 258 万年前の時代のこと。

過去の地震被害は、近世では、元禄、安永、文化、天保年間に起きており、特に文化、天保の地震被害は甚大なものであったとされています（元禄に関しては詳細が不明）。近代では、明治 27 年(1894)の庄内地震、明治 29 年(1896)の陸羽地震の被害が大きく、そのほか、昭和 39 年(1964)の新潟地震、昭和 53 年(1978)の宮城沖地震、平成 16 年(2004)の新潟中越地震、平成 23 年(2011)の東日本大震災とたびたび被害を受けています。

(2) 火災

火災に関しては、都市計画法上の耐火建築、準耐火建築にすべき項目には該当せず、木造建築であることは都市計画法に適合しますが、類焼の恐れはあります。ただし、隣接する建物は、資料館の鉄筋コンクリート造の建物で耐火建築であり、周囲は道を挟んで、住宅が広がっています。道は 6 m あり、輻射熱による延焼は想定しづらいといえます。また屋根材は鉄板葺きであり、飛び火による類焼も少ないといえます。万が一、出火した場合は公設消防が、発報から 10 分以内に現着するため、初期消火に対応する設備を設けることで、そのリスクは低減することができます。

(3) 雪害

降雪による雪害は、雪下ろしによる荷重の低減が有効です。しかし、当該建物の屋根勾配は急勾配であり、自然落雪により屋根部にたまることは少ないのが現状です。ただし、ドーマ窓部分はその限りではなく、「すがもれ^{※11}」の可能性があるので、対処が必要となります。

また、落雪により建物周囲にできる雪だまりが建物に接する場合は、面外方向に荷重がかかり、開口部にかかる荷重により建具の破損が想定されます。対応策としては、雪囲いが有効となります。ただし、避難路に関してはその限りではないため、背面出入口に関しては、定期的な除雪が必要となります。

(4) その他の被害

人的被害に関しては、主に物損、放火、窃盗に対応する必要があります。対応としては、機械警備を主とするため、早期発見を促す機器の選定をする必要があります。それ以外の対応としては、人的（ソフト）による対応が必要となります。主に死角を設けないこと、可燃材を建物周辺から除去するなどが考えられます。

※11 すかもれ：屋根に積もった雪が溶けて水となり、屋根材のすき間をぬって室内に侵入する現象のこと。

2. 災害に対する基本方針

上記の被害を想定すると、災害に関しては以下の方針で整備、対策を講じることが適切であると考えられます。

(1) 地震

耐震性能については、第4章で前述したとおり、耐震性能は不足しています。そのため、改修工事において耐震補強を施す必要があります。活用の方針により不特定多数が入館する可能性があり、耐震性の判断基準は重要文化財（建造物）耐震診断指針に基づき、変形性能のある耐震性能を用いることによって、重心位置での層間変形角 1/20 以下を目指す対応が必要となります。なお、旧雪調は外観に大きな文化財としての価値を有しているため、外観に影響を及ぼす補強は控える必要があります。

(2) 火災

外壁の火災が最大の課題です。内部からの発火の危険性は電気火災が考えられ、ハードでの対応が可能となることから、外壁に関する消火性能を向上させる必要があります。幸いにも隣接する資料館には、常駐の職員がいることから、最低限の消火器や類焼防止剤を備えるとともに、隣接する資料館に配置された常勤職員による防災訓練の充実を図っていきます。

(3) 雪害

本市は、特別豪雪地帯に指定されているため、大雪による屋根面に対する積雪が想定されます。幸いにも、旧雪調は急勾配の屋根をしており、自然落雪が起きる設計となっています。しかし、落雪により建物周囲には大量の積雪が見られ、冬期間の避難に対する脆弱性が露見します。そのため、避難路に関しては除雪を行い、避難の安全性を確保する必要があります。

また、建物周囲の積雪が建物に荷重を与える可能性があるため、周囲の除雪も行う必要があります。

(4) その他の災害

人的被害に関しては、物損、放火、窃盗に対策が必要となります。これらの対策としては、昼間の施設管理者がいる時間帯に関しては、見回り等の日常管理で人的被害の防止に努めます。夜間では、防犯設備の充実や不要物などを建物周囲に残置させないことにより、人的被害の防止を図ります。

第8章 保護に関わる諸手続き

1. 保護に係る諸手続き

旧雪調の保存活用にあたって必要となる諸手続について、運用上の方針を定めます。ただし、本章の定めにおいて明確でない行為については、その都度、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課および文化庁と協議するものとします。

2. 現状を変更しようとする場合の手続き

(1) 予め文化庁長官に届出を要する行為

保存修理等にあたって登録有形文化財（建造物）の現状を「文化財として価値がある部分」の位置や形（形状・材質・色合いなど）を変える場合で、移築する場合や変更する範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超える場合には、現状変更しようとする日の30日前までに届け出が必要となります。（法第64条、規則第14条、第15条、第16条の規定による）

なお、届出を行った現状変更の内容で、仮に文化財として価値を損なう可能性があった場合、文化庁による指導、助言または勧告が行われます。

①保存修理等にもなう復元的行為

復元的行為とは、当該文化財建造物の創建当時の姿、あるいは改変された後のある時期の姿に復原する行為です。既存および新たに発見された資料により、現状が復原年代の姿と明らかに異なっていることが判明した場合は、保存修理もしくは活用のための改修工事等に際し、復元的行為を行うことを検討します。

②保存管理、活用上の行為

保存管理、活用上の行為には、主に利用者の利便性、安全確保のための内装の改修、設備改修、構造補強などがあげられます。旧雪調は登録有形文化財（建造物）であるため、「通常望見できる範囲」の4分の1を超える変更がなければ届出の必要はありませんが、現在残されている内部意匠等にも文化財的価値を見出す意見もあるため、改修等にあたっては、復元的行為も含め十分に検討したうえで実施する必要があります。

(2) 届出を要しない行為

①維持の措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第1号の規程による）

維持の措置としては、次のような行為が想定されます。

- ・登録有形文化財(建造物)の維持を目的とした行為で、登録当時の現状（登録後において現状変更の届出を行ったものについては、当該現状変更後の現状）の通常望見できる外観を損なう範囲が当該外観の4分の1以下である場合（移築の場合を除く）や内装のみについて模様替えを行う場合。
- ・雨漏りや壁のひび割れといった毀損の発生や拡大を防止するために工事等を実施する場合。
- ・文化財保護法以外の規程による現状の変更を内容する命令に基づく措置をとる場合。
- ・維持の措置にかかる行為の場合、施工範囲が「通常望見できる範囲」の4分の1を超えても、現状と同じ材料・工法を用いるものについては、届出の必要がないものとされています。

②非常災害のための必要な応急措置（法第64条第1項ただし書、規則第17条第1項第3号の規程による）

非常災害に備えて事前に行う改修行為、または非常災害後に復旧工事として実施するもの全てが該当します。ただし、非常災害で甚大な範囲の破損等が発生した場合は毀損届を提出する必要があります。

3. 保存に影響を及ぼす行為に係る手続き

建造物の現状に直接変更を加えるもの以外で、その行為によって災害や毀損の恐れが生じたり、構造耐力を弱めたりするなど、建造物の保存に影響を与える行為にあたっては、必要に応じて山形県観光文化スポーツ部文化財活用課および文化庁と協議します。

4. その他の手続

(1) 管理に関する届出等

①管理責任者の選任（法第60条第2項、規則第5条の規定による）

登録有形文化財の所有者は、文化財保護法及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならないこととされています。（法第60条第1項）

しかし、特別の事情があるときは、登録有形文化財の所有者は適当な者を管理責任者に選任することができることとしています。管理責任者を選任したときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならないこととなっています。

②管理責任者の解任（法第 60 条第 4 項及び第 31 条第 3 項、規則第 6 条の規定による）

特別の事情により選定した管理責任者を解任するときは、登録有形文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出を提出する必要があります。

③所有者の変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 1 項、規則第 7 条の規定による）

重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、かつ、旧所有者に対し交付された登録証を添えて、20 日以内に文化庁長官に届け出を提出する必要があります。

④管理責任者の変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 2 項、規則第 8 条の規定による）

重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上 20 日以内に文化庁長官に届け出を提出する必要があります。この場合には、管理責任者を選定した時に行う届出を別途提出する必要はありません。

⑤所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更（法第 60 条第 4 項並びに第 32 条第 3 項、規則第 9 条の規定による）

登録有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、20 日以内に文化庁長官に届け出を提出する必要があります。氏名若しくは名称又は住所の変更が登録有形文化財の所有者に係るときは、届出の際登録証を添える必要があります。

⑥所在場所の変更（移築）

(ア) 届出が必要な場合（法第 62 条、規則第 11 条、第 12 条の規定による）

a 予め届出が必要な場合

登録有形文化財の所在の場所を変更しようとする日の 20 日前までに、登録証を添えて文化庁長官に届け出を提出する必要があります。

b 所在場所変更後に届出可能な場合

火災、震災等の災害に際し所在の場所を変更する場合、その他所在の場所を変更することについて緊急やむを得ない事由がある場合の届出は、規則第 11 条第 1 号から第 7 号までに掲げる事項並びに所在の場所を変更した年月日およびその事由その他参考となるべき事項を記載した書面をもって、所在の場所を変更したのち 20 日以内に行う必要があります。

(イ) 届出を要しない場合（法第 62 条ただし書、規則第 12 条の規定による）

a 法第 64 条第 1 項の規定による現状変更の届出を行ったうえで、現状変更のために所在の場所を変更しようとするとき。

b 法第 62 条の規定による所在場所変更の届出をして、所在の場所を変更した後、届出の書面に記載した移動場所へ移動するために所在の場所を変更しようとするとき。

⑦文化庁へ管理に関し技術的指導を求める場合（法第 66 条、規則第 21 条の規定による）

所有者の求めに応じて実施されます。なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて山形県観光文化スポーツ部文化財活用課および文化庁と協議するものとします。

(2) 修理に関する届出等

①文化庁へ修理に関し技術的指導を求める場合（法第 66 条、規則第 21 条の規定による）

所有者の求めに応じて実施されます。なお、技術的な指導を受ける内容については、必要に応じて山形県観光文化スポーツ部文化財活用課および文化庁と協議するものとします。

②現状変更を伴う場合

2-(1)、(2)を参照。

(3) 滅失・毀損の届出等（法第 61 条、規則第 10 条の規定による）

登録有形文化財(建造物)が、何らかの原因で破損・損傷してしまった場合は、所有者は、毀損の事実を知った日から 10 日以内に文化庁長官に届出を行う必要があります。ただし、破損等の範囲が甚大なもの以外についての届出は必要ありません。

(4) 計画の改訂手続について

①改訂手続の原則

市教育委員会は、今後の調査研究等の進展や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じてこの計画の見直しを行います。見直しに当たっては、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課および文化庁、その他関係機関と事前に協議を行うものとします。見直された計画は、山形県観光文化スポーツ部文化財活用課を経由し、文化庁へ提出します。

②検討委員会の設置

計画の見直しに当たり、計画の前提条件に及ぶ根本的な見直しを必要とする場合、市教育委員会はその内容を審議するため学識経験者等から構成される検討委員会を設置するものとします。

ただし、実務的（建造物の部分及び部位の保護基準等の変更など）な見直しの場合は、検討委員会は設置しないものとします。

資料編

登録有形文化財（建造物）旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画策定委員会設置要綱

（目 的）

第1条 文化財保護法の趣旨に基づき、登録有形文化財「旧農林省積雪地方農村経済調査所」の保存管理、環境保全、防災、活用に係る各計画及び保護に関する諸手続きを定めた保存活用計画を策定するため、登録有形文化財「旧農林省積雪地方農村経済調査所」保存活用計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（業 務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）登録有形文化財「旧農林省積雪地方農村経済調査所」保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）を策定すること。
- （2）その他、保存活用計画の策定に必要な事項に関すること。

（構 成）

第3条 策定委員会は、別表の委員をもって構成する。

- 2 委員は有識者、活用団体、関係機関、関係団体のうちから、新庄市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。
- 3 教育委員会は、必要があると認めるときは、新たに委員を加えることができる。

（任 期）

第4条 委員の任期は令和5年3月31日までとする。

（委員長）

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、教育委員会が委員のうちから選出する。

- 2 委員長は会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

（会 議）

第6条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

（事務処理）

第7条 策定委員会の事務は新庄市教育委員会社会教育課において行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

別表

登録有形文化財（建造物）

旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画策定委員

区分	氏名	所属	役職
委員	沼野 夏生	東北工業大学 名誉教授	委員長
	武田 一夫	新庄市文化財保護審議会 会長	
	小林 直弘	工学院大学 非常勤講師	
	軽部 望	雪調の会 代表	副委員長
	樋口 修	communeAOMUSHI 代表	
	吉野 優美	最上のくらし舎 代表	
	高橋 一枝	一般社団法人とらいあ 専務理事	
	高野 博	新庄市教育委員会 教育長	
監修	後藤 治	工学院大学理事長	
オブザーバー	渡部 英	山形県観光文化スポーツ部文化財活用課	令和3年度
	鈴木 弥咲	同上	令和4年度
	安富 啓	石塚計画デザイン事務所	
	北 茂紀	北茂紀建築構造事務所	

区分	氏名	所属	役職
事務局	渡辺 政紀	新庄市教育委員会社会教育課長	
	加藤 明	新庄市総合政策課歴史まちづくり推進室長	
	八鍬 幸紀	新庄市教育委員会社会教育課 新庄ふるさと歴史センター所長	
	小山 知将	新庄市教育委員会社会教育課	

■登録有形文化財（建造物）の概要

平成 8 年 10 月 1 日に施行された文化財保護法の一部を改正する法律によって、保存及び活用についての措置が特に必要とされる文化財建造物を、文部科学大臣が文化財登録原簿に登録する「文化財登録制度」が導入されました。

この登録制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

文化庁ホームページより

■国の登録有形文化財（建造物）登録時の所見より抜粋

旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎は、第2次世界大戦前に大蔵省営繕管財局が設計した建物で、地方に現存する数少ない建物として貴重である。関連する史料も多数残されており、保存状況も比較的に良好である。そのため、登録有形文化財の登録基準「再現することが容易でないもの」に該当するものと考えられる。

新庄市には、日本建築学会歴史的建築総目録データベースによると、近代に建てられた建築物が21例掲載され、そのうち13例が現存している。内訳は、民家・商家が8例、社寺が1例、土蔵造が1例、3例が近代建築である。3例は、申請建物（雪調）と、JR新庄駅工場（明治36年竣工）、国有形登録文化財となった旧農林省蚕糸試験場新庄支場である。

したがって、新庄市内は、第2次世界大戦前の旧農林省関連の施設が複数現存する点に特徴があり、旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎は、市内に残る貴重な近代建築のひとつといえる。積雪地方農村経済調査所は、地元では「雪調」と呼ばれ長く親しまれており、現在も「雪調」と呼ぶ人もいる。庁舎は、「雪調」の建物であることに加え、現在の「雪の里情報館」として広く人々に親しまれている。そのため、豪雪地である地域の特徴を伝える建物として、登録有形文化財の登録基準「国土の歴史的景観に寄与しているもの」に該当するものと考えられる。

平成25年2月18日

工学院大学建築学部建築都市デザイン学科 教授 後藤 治（現工学院大学理事長）

工学院大学建築学部建築デザイン学科客員研究員 二村 悟

ワークショップの実施概要

[しんじょうでほしい『ば』をみつけよう・つくろうワークショップ]

- ・開催日時：令和3年8月22日（日）13：30～15：30
- ・開催場所：雪の里情報館 雪国文化ホール
- ・参加者：10～20代の若い世代 23名
- ・プログラム：
 - ーオープニング
 - ー自己紹介「私の出没先」
 - ーグループワーク「私たちはこんな「ば」がほしい！」
 - ー雪の里情報館見学
 - ー個人ワーク「私のなりの改修案」
 - ークロージング



[旧農林省積雪地方農村経済調査所の活用を考えるワークショップ 雪調のミライを考えよう]

- ・開催日時：令和4年9月10日（土）13：30～16：00
- ・開催場所：雪の里情報館 雪国文化ホール
- ・参加者：雪調に興味のある市民等 30名
- ・プログラム：
 - ー雪の里情報館見学 ※希望者のみ開始前に参加
 - ーオリエンテーション
 - ーグループワーク「雪調のミライの使い方を考えよう」
 - ー発表・まとめ



しんじょうでほしい『ば』をみつけよう・つくろうワークショップ報告

(1) 私たちはこんな「ば」がほしい！（グループワーク）

○ワーク方法

- ・「あそびば」「たまりば①」「たまりば②」「まなびば」の3つのグループに分かれてワークショップを行った。
- ・4つの「ば」について「なぜ欲しいのか？」を緑の付箋に、「どんな要素があるといいのか？」を黄色の付箋に、「例えばどんな場所か？」を赤の付箋に1人1人書いてもらい、まとめていく。

○ワーク内容まとめ

- ・「まなびば」「たまりば」に関しては大きな違いはなかった。
- ・「あそびば」に関しては「服関係」「テーマパーク」などが特異的であった。
- ・全体を通してのまとめとしては、下記のとおりである。

【共通して多かった機能】

- 飲食できる（飲食店）／長時間利用可能（夜間も）／wifi、エアコン、コンセント利用可能
- 価格がリーズナブル／雰囲気が良い（オシャレ・落ち着く）／駅が近い

【共通していた具体例】

- カフェ（特にスタバ）／フリースペース・勉強スペース

○ターゲットを10～20代にした場合は上記の機能は必須であり、具体例のスペース確保やビジネスパートナーを探すことが必要である。

(2) 私の旧雪調改修案（個人ワーク）

○ワーク方法

- ・旧雪調の見学を実施し「この部屋が、こんな場所だったらいいな」を付箋に記入
- ・付箋を基に、シートに個人で改修案を記入する

○ワーク内容

- ・別紙、個々人の改修案シートおよび私の改修案まとめ参照

○ワーク内容まとめ

- ・私の旧雪調改修案を書ってくれた21人中17人もの人が、いずれかのスペースに café の機能を入れている。
 - ▷café の具体的なコンセプトは「スタバ」や「雪モチーフ」、「学校風」などがあったが、多くは「雰囲気が良い」「おしゃれな」というイメージがあるようである。
 - ▷21人中6人が「本」や「マンガ」といったワードが出ており、café のイメージは Book cafe がマッチしそうである。
 - ▷開店時間は夜までの使用可能を求める意見があった。目安としては21時頃まで。
 - ▷設備としては、wifi・空調・コンセントは必須
 - ▷その他の設備としては、使用用途に合ったベンチやテーブル、照明などで、雰囲気を良く、オシャレにしたいという案が見受けられた。
- ・次いで21人中11人が勉強・フリースペースを入れていた。

(3) 全体まとめ

(2) の旧雪調の私の改修案でも記載したとおり、10～20代を対象とした場合は多くの人が希望していた「café」等の飲食ができることは必須であるように感じる。そのcaféの店舗としては「スターバックス」を望む声が多く、検討する必要があるように感じる。また、caféの他にマンガや本に関することが多く「Book café」として運営していくことが検討する必要がある。

上記のcaféを入れる理由としては、「長時間いられる」「自由に話せる」「ゆっくりできる」「おしゃれな雰囲気」などがキーワードになっている。それらに加えて「free wifi」「空調」「コンセント利用可」は機能として必須であった。

しかし、高校生をメインターゲットとした場合、施設を改修したとしても、学校から駅まで動線内に施設がないと、なかなか施設を利用しない状況も見えてきた。そのため、バスでの動線整備や自転車スポットの作成など人の動線の整備が併せて必要である。加えて、高校生は自分で使えるお金が限られているため「安価に使える」ことも必要である。

費用対効果を考えると高校生をメインターゲットとしない案も考えられる。その場合は高校を卒業とした新庄在住大学生・社会人（若年層）をメインターゲットにすることが考えられる。その場合は開館・開店時間を夜がメインとする必要がある（高校生の場合も同様か？）。

今後は、次のメインターゲットとして考えられる、子育て世代（20～30代）へのアンケートを実施し、市民のニーズ把握に努める。

	活用法	必要な機能	主な問題点
高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・café（スタバ／Book café） ・学習場所 ・フリースペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・free wifi ・空調 ・コンセント利用 ・リーズナブル ・駅近く ・夜間利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用法が民間のビジネスパートナーが必須である ・駅と学校の動線上に旧雪調がないこと ・施設の利用時間を延長する必要がある
大学生	<ul style="list-style-type: none"> ・café（スタバ／Book café） ・服や美容系の店舗 ・コワーキングスペース 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間利用 ・free wifi ・空調 ・コンセント利用 	<ul style="list-style-type: none"> ・活用法が民間のビジネスパートナーが必須である ・施設の利用時間を延長する必要がある

※その他、考えられるメインターゲット：若年層社会人、子育て世代

当日写真



雪調のミライを考えよう

ワークショップまとめ



日時：2022年9月10日（土）13:30~16:00

会場：雪の里情報館

参加者：30名

プログラム

13:30 開会・あいさつ

13:35 本日の進め方

13:40 オリエンテーション

14:05 休憩

14:15 グループワーク

「雪調のミライの使い方を考えよう」

15:50 発表・まとめ

16:00 閉会



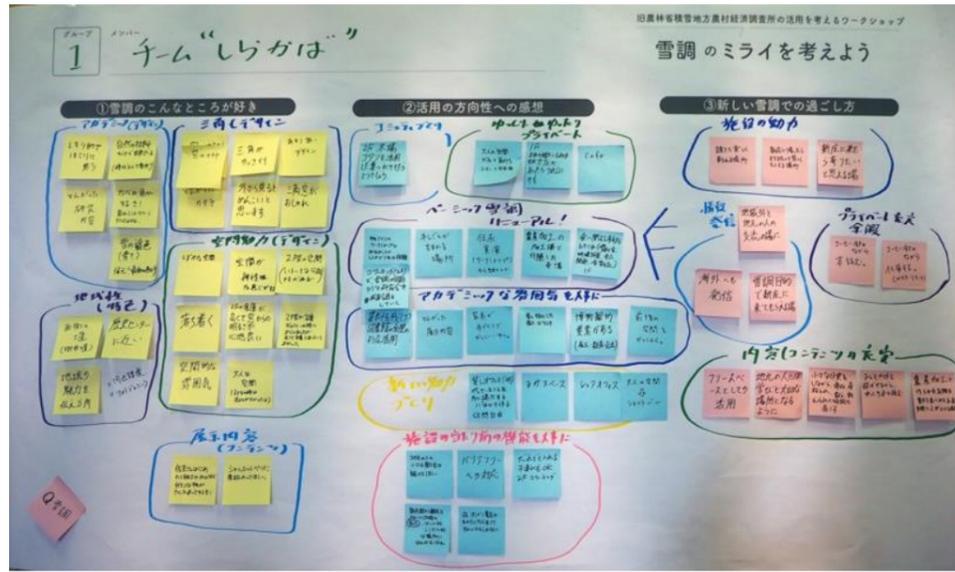
[全グループのまとめ]

①雪調のこんなところが好き	②雪調の方向性(たたき台)について感想を出し合おう	③新しい雪調での過ごし方をイメージしてみよう
<p>昔を感じる静かな空間</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昔を感じる古さが良い ● ピカピカすぎず落ち着く ● 静かで落ち着いた空間 ● 静かで入りやすい <p>トンガリ屋根などの美しい建物デザイン</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 他にない特徴的な意匠 ● 外観が面白い ● 白壁の建物の外観が良い ● アカデミックなデザインが良い ● 洋と和のある建物 ● 急勾配の三角屋根の形が良い ● トンガリ屋根が好き ● 三角形の窓の形がかっこいい ● 2階の屋根裏部屋が好き ● 剥き出しの構造がある ● 構造の木組が美しい ● 2階の窓の機能が良い <p>雪やペリアンといった充実した展示内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展示スペースが広く内容が充実している ● 雪の研究成果がわかる ● 雪について知ることができる ● 雪のことが分かるところが良い ● 手作りのものやペリアンといった展示がある ● ペリアンに会える ● 偉人が訪れるような民芸や研究資料の宝庫 <p>新庄の魅力を伝える立地やストーリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の魅力を伝える環境に立地している ● 旧城下町にある落ち着いた立地にある ● 新庄の個性を語っている ● 今までのストーリーがある 	<p>ここにしかない変化のある展示にできないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体の考え方として、雪調の歴史の常設展と変化のある展示ができると良い ● 過去のない未来はないのでここにしかできない展示にする ● 本格展示とインテリア展示の使い分け ● 商品販売や今の手作りの作品展示があると良い ● 雪の里情報館と雪調が分断されないようにする ● 映像やバーチャルを活用した新しい展示が必要 ● 展示空間のあるカフェ ● 展示の内容が難しい ● 展示スペースが狭くないか <p>ゆっくりできるカフェのような空間があると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カフェなどのゆったりできるプライベートな空間がある ● 本を読みながらコーヒーが飲める Book café <p>雪やクラフトと連携しながら食の体験ができないか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 昔の食材で料理が体験できると良い ● 雪室などを活用した食育の場に ● 雪室を活用しながら食と結びつける ● 食+クラフトも加えてほしい ● 食にまつわる場所のイメージが湧きにくい <p>手仕事などの雪調が行われていた活動ができると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雪調がやっていた活動が実践できるスペース ● 手仕事を体験できるスペースに ● つくる！体験する場所にする <p>雪や雪国を生かせると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雪のイメージを変えて雪調らしさを生かす ● 市民が気軽に使える低温室がある ● 雪に関わる情報提供・発信をする ● 雪国の暮らしをテーマにする <p>交通アクセスを改善してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学生も利用できるようバスルートを考えてほしい 	<p>気軽にのんびり楽しめる場所になっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 気軽に立ち寄ってのんびりできる ● プライベートが充実して余暇が楽しめる ● 親子で来れる！学生も来れる場所になっている <p>カフェで本が読んだりできる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● カフェで本を読んだり、おしゃべりができる ● ブックカフェや押しカフェがある ● 利用者カテゴリを限定せずに、2階の図書の間でコーヒー飲みながらいろいろできる <p>充実したイベントがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学びや食などのコンテンツが充実している ● 地元の名物を並べて冬の風物詩に ● 映画やコンサートなどイベントが楽しめる ● 心と体を整える瞑想・ヨガ・食を体験できる ● 室内マルシェがある ● ものづくりなどの体験ができる <p>市内外の人が交流している</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 情報が発信され地元と市外の人が交流できる ● 新庄に来たら行ってみたいと思える場所にする ● ギャラリー企画や映像コンテンツでファンを増やす <p>気軽に仕事や勉強ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テレワークなどの仕事ができる ● 学生が気軽に勉強や食べたりできる場ほしい <p>地域の食が体験できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域シンプルな食を提供し、知ってもらう ● 世代交流として郷土料理、手仕事など体験できるといい ● 学校で食に関わる体験 <p>雪の体験ができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雪国の生活を体験！冬のまちバーチャル体験 ● いつでも雪をさわれる

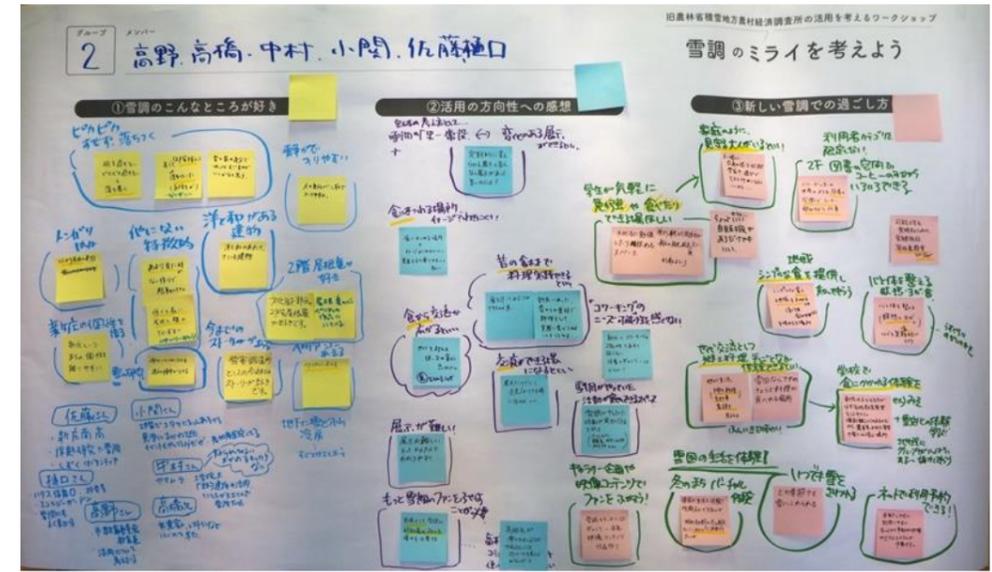
①雪調のこんなところが好き	②雪調の方向性(たたき台)について感想を出し合おう	③新しい雪調での過ごし方をイメージしてみよう
<p>市民の熱い思い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市民の熱い思いが込もっている ● 雪調に継続的に関わる人がいる ● 市民の思いによって建物が残ってきたというプロセスが大切 ● マルシェといった新しい動きがある ● 知らないことが多いが何が出てくるか楽しみ 	<p>働いたり勉強できる場所をどうするか</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 間取りが自由に変えることができるコワーキングスペース ● 「コワーキング」のニーズと可能性を感じない ● 勉強することができる場所が必要 <p>ファンを増やして交流ができるようになると良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ● コミュニティづくりをできるようにする ● 交流ができる場になると良い ● もっと雪調のファンを増やすことが必要 ● 食から交流が広がるといい ● 市外も含めたターゲットの設定 <p>今ある空間の活用と補修してほしい</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 元の玄関を使用しスタッフを常駐して施設全体を活用 ● 2階の空間をうまく活用する ● 2階をギャラリーやワークショップで使えるフリースペースに ● 活用のためにトイレなどを修理する ● 施設としての当たり前の機能を大事にする <p>全体への感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ベーシックな雪調をリニューアルする ● 新しい魅力づくりをする ● 展示内容や家具のアカデミックな雰囲気を大事にする ● 市民も参加できる商品開発や市民が稼げるように ● 良い案だと思う <p>その他具体的な案</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 2階を宿泊施設にする ● ビアガーデンや雪だるまなど屋外の空間を充実させる ● 雪の絵を展示する 	<p>雪調の空間を生かす</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大きな空間を生かす ● 雪調のファサードを見えるようにする <p>運営方法のアイデア</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ネットで利用予約できる ● 家庭のように見守る大人がいると良い ● 市内の他の施設との差別化を図る ● 持続的な施設経営で市全体に利益を ● 2033年の開設 100年の節目を意識する <p>アクセスがもっと良くなる</p> <ul style="list-style-type: none"> ● そもそも駅からのアクセスが悪い

[ワークショップ開催時のシート]

1グループ



2グループ



3グループ

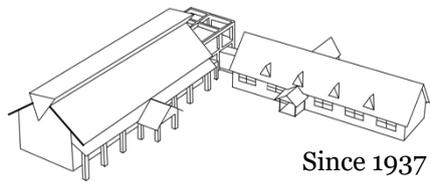


4グループ



5グループ





Since 1937

登録有形文化財（建造物） 旧農林省積雪地方農村経済調査所庁舎保存活用計画

■発行 新庄市教育委員会

■住所 〒996-8501 山形県新庄市沖の町 10 番 37 号

■電話 0233-23-5005